

別冊 1

特定小売供給約款変更認可申請補正書

東北電力株式会社

別 紙

特 定 小 売 供 給 約 款

2023 年 6 月 1 日 実 施

東 北 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	4

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	7
11 供給の単位	7
12 承諾の限界	7
13 需給契約書の作成	7

III 契約種別および料金

14 契約種別	9
15 定額電灯	9
16 従量電灯	12
17 臨時電灯	18
18 公衆街路灯	23
19 低圧電力	27

20	臨時電力	31
21	農事用電力	33
IV 料金の算定および支払い		
22	料金の適用開始の時期	38
23	検針日	38
24	料金の算定期間	39
25	使用電力量の計量	39
26	料金の算定	41
27	日割計算	42
28	料金の支払義務および支払期日	42
29	料金その他の支払方法	44
30	延滞利息	45
31	保証金	46
V 使用および供給		
32	適正契約の保持	48
33	力率の保持	48
34	需要場所への立入りによる業務の実施	48
35	供給の停止	49
36	供給停止の解除	50
37	供給停止期間中の料金	50
38	違約金	51
39	供給の中止または使用の制限もしくは中止	51
40	制限または中止の料金割引	52
41	損害賠償の免責	53
42	設備の賠償	53
VI 契約の変更および終了		
43	需給契約の変更	54

44	名義の変更	54
45	需給契約の廃止	54
46	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	55
47	解 約 等	57
48	需給契約消滅後の債権債務関係	57
VII 供給方法, 工事および工事費の負担		
49	供給方法および工事	58
50	工事費負担金等相当額の申受け等	58
附	則	61
別	表	65

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さま

の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および

離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）

とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置, 温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置, または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない, お客さまからの申出がある場合で, 当該一般送配電事業者等が技術上, 保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は, お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には, お客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 供給準備その他必要な手続きを経たのち, すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は, 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, その理由をお知らせし, あらためてお客さまと協議のうえ, 需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は, 託送約款等に定めるところにより, 原則として, 1 需給契約につき, 1 供給電気方式, 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は, 法令, 電気の需給状況, 当該一般送配電事業者等の供給設備の状況, 料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は, その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で, お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは, 電気の需給に関する必要な事項について, 需給契約書を作成いたし

ます。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
	電 力 需 要	低 圧 電 力
臨 時 電 力		
農 事 用 電 力		A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある

場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	60 円 50 銭
-------------	-----------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	118 円 55 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	217 円 25 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	414 円 73 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	612 円 25 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,007 円 17 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	1,007 円 17 銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	367 円 08 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	674 円 82 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	674 円 82 銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによ

って算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	359 円 58 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	29 円 71 銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト

または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサ

ービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。

1 契 約 に つ き	359 円 58 銭
-------------	------------

(3) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに

適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）

によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円71銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円46銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円41銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円74銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円47銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円47銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	234円88銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	234円88銭

ニ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調

整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電流 10 アンペアにつき	406 円 56 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	43 円 40 銭
-------------	-----------

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406 円 56 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	43 円 40 銭
-------------	-----------

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の

日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものと

し、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55 円 00 銭
---------	-----------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	111 円 56 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	205 円 48 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	393 円 39 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	581 円 34 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	957 円 12 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	957 円 12 銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。

なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。) に応じ 1 月につき次のとおりとしたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	345 円 63 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	638 円 52 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	638 円 52 銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとしたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336円60銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28円81銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	333円18銭
---------	---------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについ

でも適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,300円89銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	27円22銭	25円77銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。
この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	270 円 72 銭
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセ

ントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	30 円 53 銭	28 円 79 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水用電力）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則

として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によ

って算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	662円89銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	23円13銭	22円05銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗温床用電力）

イ 適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであるこ

と。

(ロ) 契約電力が5キロワット以下であること。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ハ 料 金

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワット につき	最初の 30 日まで	9,307 円 31 銭
	30 日をこえる 1 日につき	310 円 24 銭

ニ その他

(イ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

- (ロ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には、当社は、契約設定期間を前後 1 月以内の範囲で変更することがあります。ただし、この場合であっても、契約設定期間の範囲は 4 月を上回らないものといたします。
- (ハ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため当該一般送配電事業者等が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (3)イの場合で、当該一般送配電事業者等が検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、当該一般送配電事業者等が検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23 (検針日) (2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23 (検針日) (4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23 (検針日) (5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位といたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 当該一般送配電事業者等は、使用電力量を供給電圧と同位の電圧で計量

いたします。

- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 当該一般送配電事業者等が計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 当該一般送配電事業者等は、記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4)の

場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて当該一般送配電事業者等が需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力Aのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この

場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い

込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bについては、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 45（需給契約の廃止）(2)または 47（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金 ((2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。) とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期

日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 託送約款等によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験, 契約負荷設備, 契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 35 (供給の停止), 45 (需給契約の廃止) または 47 (解約等) により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって, 需給契約の成立, 変更または終了等に必要な業務
- (7) その他託送約款等によって, 当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には, 当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し, または亡失して, 当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送約款等に反して, 当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - ニ その他託送約款等に定めのある場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には, 当社の求めに応じ, 当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

なお, この場合には, 当社は, 供給停止の 5 日前までに予告いたします。

 - イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金

を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息, 保証金, 違約金, 工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で, 契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で, 電灯または小型機器を使用されたとき。

へ 農事用電力の場合で, 契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して, 当社または当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ その他託送約款等に定めのある場合

リ お客様がその他この供給約款に反した場合

36 供給停止の解除

35 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で, お客様がその理由となった事実を解消し, かつ, その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには, 当該一般送配電事業者等が, すみやかに電気の供給を再開いたします。

37 供給停止期間中の料金

35 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した

場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

38 違 約 金

- (1) お客さまが35（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

39 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、当該一般送配電事業者等が、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 電気の需給上または保安上必要がある場合
 - ニ その他託送約款等に定めのある場合
- (2) (1)の場合には、当該一般送配電事業者等が、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

40 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、当該一般送配電事業者等が定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料

金を算定いたします。

41 損害賠償の免責

- (1) 39 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または 47 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

45 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力Bのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものとしたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで

契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものいたします。

(2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の

精算にかかわる請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

47 解 約 等

(1) 35 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、45 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

49 供給方法および工事

- (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者等の供給設備，計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 当社が当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には，当該設備等は，原則として，お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には，当社および当該一般送配電事業者等が当該設備等を無償で使用できるものといたします。

50 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

- (2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、お客様と当社との間で、工事着手前に契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、お客様と工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。
- (4) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額をお客様から申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年6月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

新潟県 妙高市および糸魚川市

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金(従量電灯Aの場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 農事用電力(脱穀調整用電力)のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則5(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、1年(毎年9月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに
最初の30日 まで	4,975円39銭	7,504円45銭	12,263円05銭	17,123円90銭	3,411円35銭
30日をこえる 1日につき	46円78銭	79円29銭	169円58銭	262円06銭	91円39銭

ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、農事

用電力Bに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりとしたします。

	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
基準単価	1日につき	32銭3厘	64銭8厘	1円29銭6厘	1円94銭3厘	64銭8厘
離島基準単価	1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘

(2) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) その他の事項については、本則の農事用電力Aに準ずるものとしたします。

5 この供給約款の実施にともなう切替措置

(1) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といたします。

(2) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 7 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定さ

れた金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (125,300 \text{ 円} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の

場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	76 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 52 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 05 銭 9 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 58 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 64 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 64 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 28 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 56 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 銭 8 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 29 銭 6 厘
---------------------	--------------

(ニ) 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単

価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合
離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	4 銭 3 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 銭 5 厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘
---------------------	-----

(ニ) 農事用電力 B（育苗温床用電力）

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合

の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 銭 3 厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1 厘
------------	-----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 (ワット) × 150 パーセント	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 (ワット) × 125 パーセント
低 力 率 型	管 灯 の 定 格 消 費 電 力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量 (入 力 [キ ロ ワ ッ ト])
出力 (馬力) × 93.3 パーセント
出力 (キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 〔携帯型および移動型を含みます。〕	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力〔キロボルトアンペア〕)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過 30以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95超過 100以下	200以下	5
		200超過 300以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100超過 125以下	500以下	9.5
		500超過 1,000以下	16
125超過 150以下	500以下	11	
	500超過 1,000以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5 "	3 "	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)}} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{実測した1次入力 (キロボルトアンペア)}}{\text{}} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は, 実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし, 特別の事情がある場合は, 定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし, かつ, 動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は, 動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については, 契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は, 次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機器総容量}}$$

7 契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯Cまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には, 契約容量または契約電力は, 次により算定いたします。ただし, 契約電力を算定する場合は, 力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボル

トの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の} \\ \text{定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の} \\ \text{定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}}$$

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Aのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日

数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する

省令第21条第2項の規定にもとづく添付書類

- 1 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
(様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第3表 事業報酬総括表
 - 第4表 控除収益総括表(様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第4表 事業報酬明細表
 - 第5表 控除収益明細表(様式第3) 部門整理表
(様式第4) 販売費整理表
(様式第5) 送配電非関連費明細表
(様式第6) 送配電非関連需要明細表
(様式第7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表
(様式第8)
 - 第1表 特定需要原価等と料金収入の比較表

東 北 電 力 株 式 会 社

1 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・一般送配電事業の分社化にともなう託送供給に係る供給条件の明確化に必要な変更
- ・配電事業，指定区域供給，複数需要場所1引込および大型系統用蓄電池の発電事業への位置づけ等の電気事業制度の変更にともない必要となる変更
- ・需給契約の契約期間を年度単位に統一
- ・料金その他の支払方法における当社事務所収納に係る見直し
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等のお知らせにおける当社事務所掲示に係る見直し
- ・日本産業規格の制定・改正にともなう見直し
- ・その他の今日の見直し

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p data-bbox="825 514 1190 562">特定小売供給約款</p> <p data-bbox="765 1144 1249 1192">令和元年 10 月 1 日実施</p> <p data-bbox="825 1276 1190 1325">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1783 514 2148 562">特定小売供給約款</p> <p data-bbox="1754 1144 2178 1192"><u>2023</u> 年 <u>6</u> 月 1 日実施</p> <p data-bbox="1783 1276 2148 1325">東北電力株式会社</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施		特定小売供給約款 2023年6月1日実施	
特定小売供給約款 目次		特定小売供給約款 目次	
I 総則		I 総則	
1 適用	1	1 適用	1
2 供給約款の届出および変更	1	2 供給約款の認可および変更	1
3 定義	1	3 定義	1
4 単位および端数処理	3	4 単位および端数処理	3
5 実施細目	4	5 実施細目	4
II 契約の申込み		II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	5	6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5	7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需要場所	6	8 需要場所	6
9 需給契約の単位	7	9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	8	10 供給の開始	7
11 供給の単位	8	11 供給の単位	7
12 承諾の限界	8	12 承諾の限界	7
13 需給契約書の作成	8	13 需給契約書の作成	7
III 契約種別および料金		III 契約種別および料金	
14 契約種別	10	14 契約種別	9
15 定額電灯	10	15 定額電灯	9
16 従量電灯	12	16 従量電灯	12
17 臨時電灯	18	17 臨時電灯	18
18 公衆街路灯	22	18 公衆街路灯	23
19 低圧電力	26	19 低圧電力	27
20 臨時電力	29	20 臨時電力	31
21 農事用電力	31	21 農事用電力	33
IV 料金の算定および支払い		IV 料金の算定および支払い	
22 料金の適用開始の時期	35	22 料金の適用開始の時期	38
23 検針日	35	23 検針日	38
24 料金の算定期間	36	24 料金の算定期間	39
25 使用電力量の計量	36	25 使用電力量の計量	39
26 料金の算定	38	26 料金の算定	41

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施	
27	日割計算	27	日割計算
28	料金の支払義務および支払期日	28	料金の支払義務および支払期日
29	料金その他の支払方法	29	料金その他の支払方法
30	延滞利息	30	延滞利息
31	保証金	31	保証金
V 使用および供給		V 使用および供給	
32	適正契約の保持	32	適正契約の保持
33	力率の保持	33	力率の保持
34	需要場所への立入りによる業務の実施	34	需要場所への立入りによる業務の実施
35	電気の使用にともなうお客さまの協力		
36	供給の停止	35	供給の停止
37	供給停止の解除	36	供給停止の解除
38	供給停止期間中の料金	37	供給停止期間中の料金
39	違約金	38	違約金
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	39	供給の中止または使用の制限もしくは中止
41	制限または中止の料金割引	40	制限または中止の料金割引
42	損害賠償の免責	41	損害賠償の免責
43	設備の賠償	42	設備の賠償
VI 契約の変更および終了		VI 契約の変更および終了	
44	需給契約の変更	43	需給契約の変更
45	名義の変更	44	名義の変更
46	需給契約の廃止	45	需給契約の廃止
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算	46	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算
48	解約等	47	解約等
49	需給契約消滅後の債権債務関係	48	需給契約消滅後の債権債務関係
VII 供給方法および工事		VII 供給方法、 <u>工事</u> および <u>工事費の負担</u>	
50	需給地点および施設		
51	架空引込線		
52	地中引込線		
53	接続引込線等		
54	中高層集合住宅等への供給方法		
55	引込線の接続		
56	計量器等の取付け		
57	電流制限器等の取付け		

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
58 専用供給設備…………… 62	49 供給方法および工事…………… 58
Ⅷ 工事費の負担	
59 一般供給設備の工事費負担金…………… 64	
60 特別供給設備の工事費負担金…………… 66	
61 供給設備を変更する場合の工事費負担金…………… 67	
62 特別供給設備等の工事費の算定…………… 67	
63 工事費負担金の申受けおよび精算…………… 68	
64 臨時工事費…………… 70	
65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け…………… 71	
Ⅸ 保 安	
66 保安の責任…………… 72	
67 調 査…………… 72	
68 調査等の委託…………… 72	
69 調査に対するお客さまの協力…………… 73	
70 保安に対するお客さまの協力…………… 73	
71 検査または工事の受託…………… 73	
72 自家用電気工作物…………… 74	
附 則…………… 76	附 則…………… 61
別 表…………… 87	別 表…………… 65
I 総 則	I 総 則
1 適 用	1 適 用
(1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。	(1) 当社が、 <u>一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備</u> を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
2 供給約款の届出および変更	2 供給約款の認可および変更
(1) この供給約款は、電気事業法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 7 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。	(1) この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第 1 項の規定にもとづき、 <u>経済産業大臣の認可</u> を受けたものです。
(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、こ	(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、こ

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>の供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>	<p>の供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>
<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。</p> <p>(2) 高 圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(7) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(8) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(9) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(11) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(12) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める</p>	<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(11) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をい</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>賦課金をいいます。</p> <p>(14) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p>います。</p> <p>(13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(14) <u>平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力 A については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。また、農事用電力 B で契約負荷設備の総入力量が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力 A については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。また、農事用電力 B で契約負荷設備の総入力量が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>II 契約の申込み</p>	<p>II 契約の申込み</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>	<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合を除き、需給契約が成立した日から、<u>料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</u></p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>間をいいます。) の満了の日までといたします。</p>	<p>間をいいます。) の満了の日までといたします。</p> <p><u>三 お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</u></p>
<p>8 需要場所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。</p> <p>なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。</p> <p>なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p>	<p>8 需要場所</p> <p><u>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>ニ その他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。</p>	
<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別 ((2)の場合は、2 契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合</p>	<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別 ((2)の場合は、2 契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合</p> <p><u>(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めるとき。</u></p>
<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>(1) 53 (接続引込線等) (1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合</p> <p>(2) その他技術上、経済上やむをえない場合</p>	<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、<u>託送約款等に定めるところにより、原則として、</u>1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p>
<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、<u>当該一般送配電事業者等の供給設備の状況</u>、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす</p>	<p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施			特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施		
るときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。			るときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。		
Ⅲ 契約種別および料金			Ⅲ 契約種別および料金		
14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。			14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。		
需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯
電 灯 需 要	従 量 電 灯	A	電 灯 需 要	従 量 電 灯	A
		B			B
		C			C
	臨 時 電 灯	A		臨 時 電 灯	A
		B			B
		C			C
	公 衆 街 路 灯	A		公 衆 街 路 灯	A
		B			B
	電 力 需 要	低 圧 電 力		電 力 需 要	低 圧 電 力
臨 時 電 力		臨 時 電 力			
農 事 用 電 力		A	農 事 用 電 力		A
	B	B			
15 定額電灯 (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エ			15 定額電灯 (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エ		

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																												
<p>ネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">60円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">71円50銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;">123円20銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;">226円60銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;">330円00銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;">536円80銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td style="text-align: center;">536円80銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕</p>	1 契約につき	60円50銭	10ワットまでの1灯につき	71円50銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	123円20銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	226円60銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330円00銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	536円80銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	536円80銭	<p>ネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300</u> 円を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300</u> 円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">60円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>118</u>円55銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;"><u>217</u>円25銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;"><u>414</u>円73銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;"><u>612</u>円25銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,007</u>円17銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td style="text-align: center;"><u>1,007</u>円17銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕</p>	1 契約につき	60円50銭	10ワットまでの1灯につき	<u>118</u> 円55銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	<u>217</u> 円25銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	<u>414</u> 円73銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	<u>612</u> 円25銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	<u>1,007</u> 円17銭	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	<u>1,007</u> 円17銭
1 契約につき	60円50銭																												
10ワットまでの1灯につき	71円50銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	123円20銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	226円60銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	330円00銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	536円80銭																												
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	536円80銭																												
1 契約につき	60円50銭																												
10ワットまでの1灯につき	<u>118</u> 円55銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	<u>217</u> 円25銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	<u>414</u> 円73銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	<u>612</u> 円25銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	<u>1,007</u> 円17銭																												
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	<u>1,007</u> 円17銭																												

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施												
<p>によって換算するものといたします。) に応じ 1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td align="right">226 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td align="right">393 円 80 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right">393 円 80 銭</td> </tr> </table>	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	226 円 60 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	393 円 80 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	393 円 80 銭	<p>によって換算するものといたします。) に応じ 1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td align="right"><u>367 円 08 銭</u></td> </tr> <tr> <td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td align="right"><u>674 円 82 銭</u></td> </tr> <tr> <td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right"><u>674 円 82 銭</u></td> </tr> </table>	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>367 円 08 銭</u>	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>674 円 82 銭</u>	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>674 円 82 銭</u>
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	226 円 60 銭												
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	393 円 80 銭												
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	393 円 80 銭												
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>367 円 08 銭</u>												
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>674 円 82 銭</u>												
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>674 円 82 銭</u>												
<p>16 従量電灯</p> <p>(1) 従量電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。) が 5 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当社は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>16 従量電灯</p> <p>(1) 従量電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。) が 5 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、<u>当該一般送配電事業者等は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</u></p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離</u></p>												

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施			特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">最低料金</td> <td style="width: 60%;">1 契約につき最初の 7 キロワット時まで</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">261 円 80 銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">18 円 58 銭</td> </tr> </table> <p>(2) 従量電灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限</p>			最低料金	1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	261 円 80 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	18 円 58 銭	<p><u>島ユニバーサルサービス調整</u> (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">最低料金</td> <td style="width: 60%;">1 契約につき最初の 7 キロワット時まで</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">359 円 58 銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">29 円 71 銭</td> </tr> </table> <p>(2) 従量電灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) <u>当該一般送配電事業者等</u>は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、<u>当該一般送配電事</u></p>			最低料金	1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	359 円 58 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
最低料金	1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	261 円 80 銭															
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	18 円 58 銭															
最低料金	1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	359 円 58 銭															
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	29 円 71 銭															

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																																								
<p>する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td style="text-align: right;">330 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td style="text-align: right;">495 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td style="text-align: right;">660 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td style="text-align: right;">990 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,320 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,650 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,980 円 00 銭</td></tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">18 円 58 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">25 円 33 銭</td></tr> <tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">29 円 28 銭</td></tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定</p>	契約電流 10 アンペア	330 円 00 銭	契約電流 15 アンペア	495 円 00 銭	契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭	<p>業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td style="text-align: right;">369 円 60 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td style="text-align: right;">554 円 40 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td style="text-align: right;">739 円 20 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,108 円 80 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,478 円 40 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,848 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td style="text-align: right;">2,217 円 60 銭</td></tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">29 円 71 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">36 円 46 銭</td></tr> <tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">40 円 41 銭</td></tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定</p>	契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭	契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭	契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭	契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭	契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭	契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭
契約電流 10 アンペア	330 円 00 銭																																								
契約電流 15 アンペア	495 円 00 銭																																								
契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭																																								
契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭																																								
契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭																																								
契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭																																								
契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭																																								
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭																																								
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭																																								
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭																																								
契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭																																								
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭																																								
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭																																								
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭																																								
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭																																								
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭																																								
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭																																								
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭																																								
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭																																								
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭																																								

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施	
された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。		された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	
1 契約につき	261 円 80 銭	1 契約につき	359 円 58 銭
<p>(3) 従量電灯 C</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p>		<p>(3) 従量電灯 C</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p>	
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施	
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
<p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>		<p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	
<p>ホ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400 円</u> を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		<p>ホ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u> を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u> を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	
<p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>		<p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭
<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p>		<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p>	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	48 円 58 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭
<p>17 臨時電灯</p> <p>(1) 臨時電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その</p>		<p>17 臨時電灯</p> <p>(1) 臨時電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																				
<p>総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td align="center">7円91銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td align="center">15円82銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="center">15円82銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td> <td align="center">158円18銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td> <td align="center">158円18銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p>	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円91銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円82銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円82銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	158円18銭	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	158円18銭	<p>総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>83,500</u>円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>83,500</u>円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td align="center"><u>11</u>円74銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td align="center"><u>23</u>円47銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="center"><u>23</u>円47銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td> <td align="center"><u>234</u>円88銭</td> </tr> <tr> <td>総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td> <td align="center"><u>234</u>円88銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p>	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>11</u> 円74銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>23</u> 円47銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>23</u> 円47銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	<u>234</u> 円88銭	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	<u>234</u> 円88銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円91銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円82銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円82銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	158円18銭																				
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	158円18銭																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>11</u> 円74銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>23</u> 円47銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>23</u> 円47銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	<u>234</u> 円88銭																				
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	<u>234</u> 円88銭																				

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 臨時電灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400 円</u> を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400 円</u> を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p>	<p>(イ) <u>当該一般送配電事業者等は</u>、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 臨時電灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) <u>当該一般送配電事業者等は</u>、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、<u>当該一般送配電事業者等は</u>、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施								
<p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">契約電流 10 アンペアにつき</td> <td style="text-align: right;">363 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">32 円 22 銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p> <p>(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。</p> <p>(3) 臨時電灯 C</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく</p>	契約電流 10 アンペアにつき	363 円 00 銭	1 キロワット時につき	32 円 22 銭	<p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">契約電流 10 アンペアにつき</td> <td style="text-align: right;">406 円 56 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">43 円 40 銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p> <p>(イ) <u>当該一般送配電事業者等は</u>、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。</p> <p>(3) 臨時電灯 C</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u> を下回る場合は、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u> を上回る場合は、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく</p>	契約電流 10 アンペアにつき	406 円 56 銭	1 キロワット時につき	43 円 40 銭
契約電流 10 アンペアにつき	363 円 00 銭								
1 キロワット時につき	32 円 22 銭								
契約電流 10 アンペアにつき	406 円 56 銭								
1 キロワット時につき	43 円 40 銭								

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施								
<p>電気を 사용하지 ない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td align="right">363 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td align="right">32 円 22 銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他 (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	363 円 00 銭	1 キロワット時につき	32 円 22 銭	<p>電気を 사용하지 ない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td align="right">406 円 56 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td align="right">43 円 40 銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他 (イ) <u>当該一般送配電事業者等は</u>、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406 円 56 銭	1 キロワット時につき	43 円 40 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	363 円 00 銭								
1 キロワット時につき	32 円 22 銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406 円 56 銭								
1 キロワット時につき	43 円 40 銭								
<p>18 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯 A</p> <p>イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円 を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>18 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯 A</p> <p>イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u> を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの</p>								

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																																								
<p>(イ) 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right;">55 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">10 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">64 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">111 円 43 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">205 円 26 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">299 円 09 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">486 円 75 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td> <td style="text-align: right;">486 円 75 銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td style="text-align: right;">205 円 15 銭</td> </tr> <tr> <td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td style="text-align: right;">357 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">357 円 50 銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他</p>	1 契約につき	55 円 00 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	64 円 52 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	111 円 43 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	205 円 26 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	299 円 09 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	486 円 75 銭	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	486 円 75 銭	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	205 円 15 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	357 円 50 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	357 円 50 銭	<p>とし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right;">55 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">10 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">111 円 56 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">205 円 48 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">393 円 39 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">581 円 34 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td> <td style="text-align: right;">957 円 12 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに</td> <td style="text-align: right;">957 円 12 銭</td> </tr> </table> <p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td style="text-align: right;">345 円 63 銭</td> </tr> <tr> <td>50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td> <td style="text-align: right;">638 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">638 円 52 銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他</p>	1 契約につき	55 円 00 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	111 円 56 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	205 円 48 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	393 円 39 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	581 円 34 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	957 円 12 銭	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	957 円 12 銭	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	345 円 63 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	638 円 52 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	638 円 52 銭
1 契約につき	55 円 00 銭																																								
10 ワットまでの 1 灯につき	64 円 52 銭																																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	111 円 43 銭																																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	205 円 26 銭																																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	299 円 09 銭																																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	486 円 75 銭																																								
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	486 円 75 銭																																								
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	205 円 15 銭																																								
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	357 円 50 銭																																								
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	357 円 50 銭																																								
1 契約につき	55 円 00 銭																																								
10 ワットまでの 1 灯につき	111 円 56 銭																																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	205 円 48 銭																																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	393 円 39 銭																																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	581 円 34 銭																																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	957 円 12 銭																																								
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	957 円 12 銭																																								
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	345 円 63 銭																																								
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	638 円 52 銭																																								
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	638 円 52 銭																																								

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。</p> <p>(2) 公衆街路灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p>	<p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。</p> <p>(2) 公衆街路灯 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300</u> 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサ</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施												
<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">297 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">17 円 68 銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 契約につき</td> <td style="text-align: center;">235 円 40 銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭	1 キロワット時につき	17 円 68 銭	1 契約につき	235 円 40 銭	<p><u>ービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">336 円 60 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">28 円 81 銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 契約につき</td> <td style="text-align: center;">333 円 18 銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 60 銭	1 キロワット時につき	28 円 81 銭	1 契約につき	333 円 18 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭												
1 キロワット時につき	17 円 68 銭												
1 契約につき	235 円 40 銭												
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	336 円 60 銭												
1 キロワット時につき	28 円 81 銭												
1 契約につき	333 円 18 銭												
<p>19 低圧電力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することが</p>	<p>19 低圧電力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>当該一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から<u>当該一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、お客</p>												

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																																
<p>あります。</p> <p>(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は, 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は, 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし, 電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は, その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき, その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合, その容量は別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) に準じて算定し, (ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;">最初の 2 台の入力につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100 パーセント</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">最大の入力のものから</td> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td style="text-align: center;">95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td style="text-align: center;">90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">最初の 6 キロワットにつき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき</td> <td style="text-align: center;">70 パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には, 契約電力は, イにかかわらず, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料 金 料金は, 基本料金, 電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計</p>		最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	最大の入力のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のもの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	次の 30 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	<p>さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は, 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は, 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は, 別表 5 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし, 電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は, その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき, その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合, その容量は別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) に準じて算定し, (ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;">最初の 2 台の入力につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100 パーセント</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">最大の入力のものから</td> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td style="text-align: center;">95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td style="text-align: center;">90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">最初の 6 キロワットにつき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき</td> <td style="text-align: center;">70 パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には, 契約電力は, イにかかわらず, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお, 当社または当該一般送配電事業者等は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料 金 料金は, 基本料金, 電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計</p>		最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	最大の入力のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のもの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント	次の 14 キロワットにつき	90 パーセント	次の 30 キロワットにつき	80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																															
最大の入力のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント																															
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント																															
	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント																															
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント																																
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント																																
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント																																
	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																															
最大の入力のものから	次の 2 台の入力につき	95 パーセント																															
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント																															
	最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント																															
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント																																
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント																																
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント																																

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																
<p>といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400</u> 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400</u> 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">1,265 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">夏季料金</th> <th style="width: 20%;">その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">15 円 95 銭</td> <td style="text-align: center;">14 円 50 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合 ((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものにつ</p>	契約電力 1 キロワットにつき	1,265 円 00 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	15 円 95 銭	14 円 50 銭	<p>といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td style="text-align: center;">1,300 円 89 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">夏季料金</th> <th style="width: 20%;">その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">27 円 22 銭</td> <td style="text-align: center;">25 円 77 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 6 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合 ((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、</p>	契約電力 1 キロワットにつき	1,300 円 89 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	27 円 22 銭	25 円 77 銭
契約電力 1 キロワットにつき	1,265 円 00 銭																
	夏季料金	その他季料金															
1 キロワット時につき	15 円 95 銭	14 円 50 銭															
契約電力 1 キロワットにつき	1,300 円 89 銭																
	夏季料金	その他季料金															
1 キロワット時につき	27 円 22 銭	25 円 77 銭															

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>いては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他</p> <p>変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	<p>取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他</p> <p>変圧器、発電設備等<u>その他</u>を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>
<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u>を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500 円</u>を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u>を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300 円</u>を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電力 1 キロワット 1 日につき</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">200 円 20 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 15%;">夏季料金</th> <th style="width: 15%;">その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">19 円 14 銭</td> <td style="text-align: center;">17 円 40 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。</p>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	200 円 20 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	19 円 14 銭	17 円 40 銭	<p>いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電力 1 キロワット 1 日につき</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">270 円 72 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 15%;">夏季料金</th> <th style="width: 15%;">その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">30 円 53 銭</td> <td style="text-align: center;">28 円 79 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。</p>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	270 円 72 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	30 円 53 銭	28 円 79 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	200 円 20 銭																
	夏季料金	その他季料金															
1 キロワット時につき	19 円 14 銭	17 円 40 銭															
契約電力 1 キロワット 1 日につき	270 円 72 銭																
	夏季料金	その他季料金															
1 キロワット時につき	30 円 53 銭	28 円 79 銭															

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>(4) その他</p> <p>イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	<p>(4) その他</p> <p>イ <u>当該一般送配電事業者等は</u>、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>
<p>21 農事用電力</p> <p>(1) 農事用電力A（かんがい排水用電力）</p> <p>イ 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。</p> <p>ロ 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を</p>	<p>21 農事用電力</p> <p>(1) 農事用電力A（かんがい排水用電力）</p> <p>イ 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。</p> <p>ロ 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u>円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500</u>円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300</u>円を下回る場合は、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300</u>円を上回る場合は、別表3（<u>離島ユニバーサルサービス調整</u>）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																
<p>使用する場合の基本料金の 2 月分(その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">627 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 15%;">夏季料金</th> <th style="width: 15%;">その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">41 円 86 銭</td> <td style="text-align: right;">40 円 78 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。</p> <p>ニ その他</p> <p>(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 農事用電力 B (育苗温床用電力)</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 2 月 1 日から 5 月 31 日までの 4 月の間 (以下「契約設定期間」といいます。)に契約使用期間を 30 日以上継続して設定するものであること。</p> <p>(ロ) 契約電力が 5 キロワット以下であること。</p> <p>ロ 契約電力</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額お</p>	契約電力 1 キロワットにつき	627 円 00 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	41 円 86 銭	40 円 78 銭	<p>使用する場合の基本料金の 2 月分(その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">662 円 89 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 15%;">夏季料金</th> <th style="width: 15%;">その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">23 円 13 銭</td> <td style="text-align: right;">22 円 05 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。</p> <p>ニ その他</p> <p>(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。</p> <p>(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 農事用電力 B (育苗温床用電力)</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 2 月 1 日から 5 月 31 日までの 4 月の間 (以下「契約設定期間」といいます。)に契約使用期間を 30 日以上継続して設定するものであること。</p> <p>(ロ) 契約電力が 5 キロワット以下であること。</p> <p>ロ 契約電力</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額お</p>	契約電力 1 キロワットにつき	662 円 89 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	23 円 13 銭	22 円 05 銭
契約電力 1 キロワットにつき	627 円 00 銭																
	夏季料金	その他季料金															
1 キロワット時につき	41 円 86 銭	40 円 78 銭															
契約電力 1 キロワットにつき	662 円 89 銭																
	夏季料金	その他季料金															
1 キロワット時につき	23 円 13 銭	22 円 05 銭															

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施										
<p>よび別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400円</u> を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>31,400円</u> を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p> <p align="center">なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td> <td>最初の30日まで</td> <td align="right">5,269円11銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる1日につき</td> <td align="right">175円64銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p> <p>(イ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(ロ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には、当社は、契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし、この場合であっても、契約設定期間の範囲は4月上回らないものいたします。</p> <p>(ハ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	5,269円11銭	30日をこえる1日につき	175円64銭	<p>よび別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500円</u> を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>83,500円</u> を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300円</u> を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が <u>79,300円</u> を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p align="center">なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td> <td>最初の30日まで</td> <td align="right">9,307円31銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる1日につき</td> <td align="right">310円24銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p> <p>(イ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(ロ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には、当社は、契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし、この場合であっても、契約設定期間の範囲は4月上回らないものいたします。</p> <p>(ハ) <u>当該一般送配電事業者等</u>は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	9,307円31銭	30日をこえる1日につき	310円24銭
契約電力1キロワットにつき		最初の30日まで	5,269円11銭								
	30日をこえる1日につき	175円64銭									
契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	9,307円31銭									
	30日をこえる1日につき	310円24銭									
<p>IV 料金の算定および支払い</p> <p>22 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>	<p>IV 料金の算定および支払い</p> <p>22 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>										
<p>23 検針日</p>	<p>23 検針日</p>										

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。</p> <p>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ 非常変災等の場合</p> <p>ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。</p> <p>(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。</p>	<p>検針日は、次により、<u>当該一般送配電事業者等</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（<u>当該一般送配電事業者等</u>がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに<u>当該一般送配電事業者等</u>が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、<u>当該一般送配電事業者等は</u>、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため<u>当該一般送配電事業者等</u>が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(3) <u>当該一般送配電事業者等は</u>、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。</p> <p><u>なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。</u></p> <p>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ <u>その他特別の事情がある場合</u></p> <p>(4) (3)イの場合で、<u>当該一般送配電事業者等</u>が検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(5) (3)ロの場合で、<u>当該一般送配電事業者等</u>が検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。</p>
<p>24 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>	<p>24 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>
<p>25 使用電力量の計量</p>	<p>25 使用電力量の計量</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。</p> <p>イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>ロ 23（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位といたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)</p>	<p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。</p> <p>イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>ロ 23（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位といたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) <u>当該一般送配電事業者等は、使用電力量を供給電圧と同位の電圧で計量</u>いたします。</p> <p>(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) <u>当該一般送配電事業者等が計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間</u></p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8 (使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8 (使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p>	<p>における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(6) 計量器の故障等によって<u>当該一般送配電事業者等</u>が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(7) 従量制供給のお客さまについて、<u>当該一般送配電事業者等</u>が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) <u>当該一般送配電事業者等</u>は、<u>記録型計量器</u>により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p>
<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きま</p>	<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きま</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>す。</p> <p>また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>す。</p> <p>また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 8 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>
<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4)の場合の料金または 25 (使用電力量の計量) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の計量) (6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 29 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力 A のお客様の 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日 (明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。) といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望</p>	<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4)の場合の料金または 25 (使用電力量の計量) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の計量) (6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 29 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて<u>当該一般送配電事業者等</u>が需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力 A のお客様の 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日 (明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。) といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>	<p>される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>
<p>29 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごと</p>	<p>29 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごと</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>に支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bについては、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>	<p>に支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bについては、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>
<p>30 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 46(需給契約の廃止)(2)または48(解約等)によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金((2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。)とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>30 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 45(需給契約の廃止)(2)または47(解約等)によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金((2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。)とあわせて支払っていただきます。</p>
<p>31 保証金</p>	<p>31 保証金</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。</p> <p>イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。</p> <p>ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</p>	<p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。</p> <p>イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。</p> <p>ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</p>
<p>V 使用および供給</p>	<p>V 使用および供給</p>
<p>32 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>32 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>33 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。</p>	<p>33 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施
<p>(2) お客様が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。</p>	<p>(2) お客様が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、取り付けていただきます。</p>
<p>34 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 70（保安に対するお客様の協力）によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 36（供給の停止）、46（需給契約の廃止） (4)または48（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>34 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの<u>当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）</u>、改修または検査</p> <p>(2) <u>託送約款等</u>によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) <u>35（供給の停止）</u>、<u>45（需給契約の廃止）</u> または <u>47（解約等）</u> により必要な処置</p> <p>(6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務</p> <p>(7) <u>その他託送約款等によって、当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</u></p>
<p>35 電気の使用にともなうお客様の協力</p> <p>(1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとし、また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p>	
<p>36 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、<u>当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用したとき。</p> <p>ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用したとき。</p>	<p>35 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の<u>当該一般送配電事業者等</u>の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、<u>当該一般送配電事業者等</u>に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ <u>託送約款等</u>に反して、<u>当該一般送配電事業者等</u>の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>ニ <u>その他託送約款等に定めのある場合</u></p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>当社の求めに応じ、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>なお、この場合には、<u>当社は、</u>供給停止の 5 日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、<u>当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用したとき。</p> <p>ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用したとき。</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施
<p>へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>	<p>へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、<u>当社または当該一般送配電事業者等の</u>係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>チ <u>その他託送約款等に定めのある場合</u></p> <p>リ お客さまがその他この供給約款に反した場合</p>
<p>37 供給停止の解除</p> <p>36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>36 供給停止の解除</p> <p>35（供給の停止）によって<u>当該一般送配電事業者等が</u>電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、<u>当該一般送配電事業者等が</u>、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>38 供給停止期間中の料金</p> <p>36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>	<p>37 供給停止期間中の料金</p> <p>35（供給の停止）によって<u>当該一般送配電事業者等が</u>電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>
<p>39 違約金</p> <p>(1) お客さまが 36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>38 違約金</p> <p>(1) お客さまが <u>35</u>（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>40 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合</p> <p>ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p>	<p>39 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 次の場合には、<u>当該一般送配電事業者等が</u>、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ <u>当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に</u>故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ <u>当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</u></p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>ニ 非常変災の場合</p> <p>ホ その他保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>ハ 電気の需給上または保安上必要がある場合</p> <p>三 その他託送約款等に定めのある場合</p> <p>(2) (1)の場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>が、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>
<p>44 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 割引の対象</p> <p>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)</p> <p>(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率</p> <p>1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算</p> <p>延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</p>	<p>40 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、<u>39</u> (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、<u>当該一般送配電事業者等</u>が定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 割引の対象</p> <p>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)</p> <p>(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率</p> <p>1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算</p> <p>延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上<u>当該一般送配電事業者等</u>がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</p>
<p>42 損害賠償の免責</p> <p>(1) 40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社</p>	<p>41 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>39</u> (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって<u>当該一般送配電事業者等</u>が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施
<p>の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 48 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>35</u> (供給の停止) によって<u>当該一般送配電事業者等</u>が電気の供給を停止した場合または <u>47</u> (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>43 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能な場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p>42 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の<u>当該一般送配電事業者等</u>の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した<u>ことにより</u>、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、<u>その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</u></p>
<p>VI 契約の変更および終了</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p>
<p>44 需給契約の変更</p> <p>お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>	<p>43 需給契約の変更</p> <p>お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>
<p>45 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>	<p>44 名義の変更</p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>
<p>46 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。</p> <p>(2) 需給契約は、48 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p>	<p>45 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、<u>47</u> (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>	<p>ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により<u>当該一般送配電事業者等</u>が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>
<p>47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力Bのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合</p> <p>㌠ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>㌡ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合</p> <p>㌠ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>㌡ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費とし</p>	<p>46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1) お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力Bのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，<u>当該一般送配電事業者等</u>が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>㌠ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>㌡ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>て算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けま ず。</p> <p>㉓ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契 約容量または契約電力を減少しようとされる場合</p> <p>㌿ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から 契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金につい て、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分また は契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたしま す。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金 と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使 用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分 または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>㌾ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分 について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申 し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量 または契約電力を減少しようとされる場合</p> <p>㌿ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容 量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少 される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約 電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前 日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約 容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたしま す。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。こ の場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申 し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使 用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分 または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量 または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回 る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分し てえたものといたします。</p> <p>㌾ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分 について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申 し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p>	<p>㌿ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで 契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さ まが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または 契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日 以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分 につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、 当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受け た料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使 用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分 または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>三 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容 量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契 約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減 少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容 量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以 降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契 約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を 上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって 臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯 または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を 申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使 用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分 または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量 または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回 る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分し てえたものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の 精算にかかわる請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し 受けます。</p>
<p>48 解 約 等</p> <p>(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定め</p>	<p>47 解 約 等</p> <p>(1) <u>35</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施
<p>た期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。</p>	<p><u>当該一般送配電事業者等の</u> 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、<u>45</u> (需給契約の廃止) (1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。</p>
<p>49 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>48 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>
<p align="center">VII 供給方法および工事</p> <p>50 需給地点および施設</p> <p>(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。</p> <p>イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合</p> <p>ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合</p> <p>ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。</p> <p>ニ 52 (地中引込線) (4)により地中引込線によって電気を供給する場合</p> <p>ホ その他特別の事情がある場合</p> <p>(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。</p> <p>なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(4) 付帯設備 ((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。) は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を</p>	<p align="center">VII 供給方法、<u>工事および工事費の負担</u></p> <p>49 供給方法および工事</p> <p>(1) <u>当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法および工事については、託送約款等に定めるところによるもの</u>といたします。</p> <p>(2) <u>託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。</u></p> <p>(3) <u>当該一般送配電事業者等の供給設備、計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。</u></p> <p>(4) <u>当社が当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には、当該設備等は、原則として、お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には、当社および当該一般送配電事業者等が当該設備等を無償で使用できるもの</u>といたします。</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
無償で使用できるものといたします。	
<p>51 架空引込線</p> <p>(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。</p> <p>ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p>	
<p>52 地中引込線</p> <p>(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。</p> <p>イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点</p> <p>ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点</p> <p>なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。</p> <p>(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。</p> <p>イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所</p> <p>ロ 建物の 3 階以下にある場所</p> <p>ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所</p> <p>(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。</p> <p>イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）</p> <p>ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール</p> <p>ハ その他イまたはロに準ずる設備</p> <p>(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないません。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。</p>	
<p>53 接続引込線等</p> <p>(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。</p> <p>なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。</p> <p>イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。</p>	
<p>54 中高層集合住宅等への供給方法</p> <p>中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として 1 共同引込みをもって電気を供給いたします。</p> <p>なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、当社が施設いたします。</p>	
<p>55 引込線の接続</p> <p>当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。</p> <p>なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。</p>	
<p>56 計量器等の取付け</p> <p>(1) 料金の算定に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。</p> <p>なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。</p> <p>イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合</p> <p>ロ 変成器の 2 次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合</p> <p>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り付けます。</p> <p>(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといえます。</p> <p>(4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。</p> <p>(6) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合、当社は、実費相当額を申し受けます。</p>	
<p>57 電流制限器等の取付け</p> <p>(1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。</p> <p>(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合、当社は、実費相当額を申し受けます。</p>	
<p>58 専用供給設備</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。</p> <p>イ お客様がとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合</p> <p>ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合</p> <p>ハ お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合</p> <p>(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。</p> <p>(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。</p> <p>イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。</p> <p>ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合</p>	
<p>Ⅷ 工事費の負担</p>	
<p>59 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、</p>	<p>50 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施									
<p>これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">区——分</th> <th align="center">単——位</th> <th align="center">金——額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長1メートルにつき</td> <td align="right">3,410 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長1メートルにつき</td> <td align="right">27,720 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p> <p>(2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点至るまでの配電設備といたします。</p> <p>(3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。</p> <p>(4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。</p> <p>イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1 申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。</p> <p>ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。</p> <p>(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。</p> <p>イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。</p> <p>ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。</p> <p>架空配電設備の超過こう長 　＝架空配電設備の工事こう長 　－（地中配電設備の無償こう長－地中配電設備の工事こう長）</p>	区——分	単——位	金——額	架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,720 円 00 銭	<p>の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、お客さまと当社との間で、工事着手前に契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、お客さまと工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。</p>
区——分	単——位	金——額								
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410 円 00 銭								
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,720 円 00 銭								

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p align="center">× 架空配電設備の無償こう長 / 地中配電設備の無償こう長</p> <p>(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 配電設備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。</p> <p>ロ 工事こう長 別表 10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。</p> <p>イ 定額電灯、臨時電灯 A および公衆街路灯 A の場合の契約負荷設備の総容量</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>ニ 契約電力</p> <p>なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。</p>	
<p>60 特別供給設備の工事費負担金</p> <p>お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額</p> <p>なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合</p> <p>ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合</p> <p>ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施
<p>ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合 また、この場合も 59 (一般供給設備の工事費負担金) の工事費負担金を申し受けます。</p> <p>(2) 58 (専用供給設備) によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額 なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58 (専用供給設備) (2)によるものといたします。</p>	
<p>61 供給設備を変更する場合の工事費負担金</p> <p>(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合(お客さまとの電気の需給に直接関係する場合作りに限ります。)は、55 (引込線の接続)、56 (計量器等の取付け) または 57 (電流制限器等の取付け) によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>(2) 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p>	
<p>62 特別供給設備等の工事費の算定</p> <p>60 (特別供給設備の工事費負担金) および 61 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) の場合の工事費は、次により算定いたします。</p> <p>(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。</p> <p>イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。</p> <p>ロ 材料費は払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。</p> <p>ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。</p> <p>ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64 (臨時工事費) に準じて算定いたします。</p> <p>(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。</p> <p>(3) 60 (特別供給設備の工事費負担金) (1)の場合で、その工事費を 59 (一般供給設備の工事費負担金) (1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 59 (一般供給設備の工事費負担金) (1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設され</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>る配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。</p> <p>(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。</p> <p>イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \text{使用回線数} / \text{施設回線数}$</p> <p>ロ 管路等を利用して電気を供給する場合 $\text{工事費} \times \text{使用孔数} / \text{施設孔数} - \text{予備孔数}$</p>	
<p>63 工事費負担金の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。</p> <p>(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものいたします。</p> <p>イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合</p> <p>ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものいたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。</p> <p>(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合</p> <p>(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）</p> <p>(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合</p> <p>(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。</p> <p>なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>をお返しいたします。</p> <p>(6) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。</p> <p>また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものいたします。</p>	
<p>64 臨時工事費</p> <p>(1) 17（臨時電灯）、20（臨時電力）または21（農事用電力）(2)によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。</p> <p>(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。</p> <p>(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(4) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものいたします。</p>	
<p>65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</p> <p>供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。</p> <p>なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。</p>	
<p align="center">区保———安</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>66 保安の責任</p> <p>当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>	
<p>67 調 査</p> <p>(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。</p> <p>なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。</p> <p>イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定</p> <p>ロ 接地抵抗値の測定</p> <p>ハ 点検</p> <p>(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。</p>	
<p>68 調査等の委託</p> <p>(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。</p>	
<p>69 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。</p> <p>(2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p>	
<p>70 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施
<p>(2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p>	
<p>71 検査または工事の受託</p> <p>(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。</p> <p>(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行いません。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。</p> <p>(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。</p> <p>(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。</p>	
<p>72 自家用電気工作物</p> <p>お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <p>(1) 67（調査）</p> <p>(2) 68（調査等の委託）</p> <p>(3) 69（調査に対するお客さまの協力）</p> <p>(4) 71（検査または工事の受託）</p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この供給約款の実施期日</p> <p>この供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</p>	<p>1 この供給約款の実施期日</p> <p>この供給約款は、2023年6月1日から実施いたします。</p>
<p>2 標準周波数についての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。</p> <p>新潟県 妙高市および糸魚川市</p>	<p>2 標準周波数についての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。</p> <p>新潟県 妙高市および糸魚川市</p>
<p>3 需要場所についての特別措置</p> <p>(1) 適——用</p> <p>イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1 原需要場所につき、ロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第 17 条第 2 項に定める 2 のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。</p> <p>(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。</p> <p>(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。</p> <p>b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例設備は、次のものをいいます。</p> <p>(イ) 急速充電設備等 電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専</p>	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p align="center">用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。</p> <p>(ロ) 認定発電設備等</p> <p align="center">電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。</p> <p>(2) 工事費の負担</p> <p>特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または 60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。</p> <p>なお、VIII（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。</p>	
<p>4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い</p> <p>(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。</p> <p>なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。</p> <p>ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。</p> <p>(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。</p> <p>ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p>	<p>3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い</p> <p>(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。</p> <p>なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。</p> <p>ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。</p> <p>(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。</p> <p>ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p>
<p>5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特</p>	<p>4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施						特定小売供給約款 2023年6月1日実施						
<p>別措置)の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上の期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 料 金</p> <p>料金は、1年(毎年9月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>						<p>別措置)の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上の期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 料 金</p> <p>料金は、1年(毎年9月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>						
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	
契約使用期間						契約使用期間						
最初の30日まで	4,401円12銭	6,356円48銭	9,966円57銭	13,679円44銭	2,263円38銭	最初の30日まで	4,975円39銭	7,504円45銭	12,263円05銭	17,123円90銭	3,411円35銭	
30日をこえる1日につき	27円64銭	41円02銭	93円04銭	147円25銭	53円12銭	30日をこえる1日につき	46円78銭	79円29銭	169円58銭	262円06銭	91円39銭	
<p>ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。</p>						<p>ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、農事用電力Bに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりといたします。</p>						
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	
1日につき	36銭4厘	72銭7厘	1円45銭4厘	2円18銭1厘	72銭7厘	基準単価	1日につき	32銭3厘	64銭8厘	1円29銭6厘	1円94銭3厘	64銭8厘
						離島基準単価	1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘
<p>(2) 支払義務発生日</p> <p>料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開</p>						<p>(2) 支払義務発生日</p> <p>料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開</p>						

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施												
始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (3) その他の事項については、本則の農事用電力Aに準ずるものといたします。	始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (3) その他の事項については、本則の農事用電力Aに準ずるものといたします。												
<p>6 この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>Ⅷ (工事費の負担) に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日 (61 [供給設備を変更する場合の工事費負担金] の場合は、工事完成日といたします。) が令和元年 10 月 1 日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。</p>	<p>5 この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>(1) <u>この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度 (4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。) の末日といたします。</u></p> <p>(2) <u>この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26 (料金の算定) および 27 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u></p>												
<p>7 消費税法の改正にともなう経過措置</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 (平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号) 第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則 (平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号) 第 5 条第 2 項の適用を受ける、令和元年 9 月 30 日以前から需給契約が継続し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金 (令和元年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令 [平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号] 第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則 [平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号] 第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。) の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。</p> <p>(1) Ⅲ (契約種別および料金) の料金率については、15 (定額電灯) (4)、16 (従量電灯) (1)ニ、(2)ニもしくは(3)ホ、17 (臨時電灯) (1)ハ、(2)ハもしくは(3)ロ、18 (公衆街路灯) (1)ロもしくは(2)ニ、19 (低圧電力) (5)、20 (臨時電力) (3) または 21 (農事用電力) (1)ハもしくは(2)ハにかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ 定額電灯</p> <p>イ) 需要家料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td align="right">59 円 40 銭</td> </tr> </table> <p>ロ) 電灯料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>10 ワットまでの 1 灯につき</td> <td align="right">70 円 20 銭</td> </tr> <tr> <td>10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき</td> <td align="right">120 円 96 銭</td> </tr> <tr> <td>20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき</td> <td align="right">222 円 48 銭</td> </tr> <tr> <td>40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき</td> <td align="right">324 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき</td> <td align="right">527 円 04 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	59 円 40 銭	10 ワットまでの 1 灯につき	70 円 20 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	120 円 96 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	222 円 48 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	324 円 00 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	527 円 04 銭	
1 契約につき	59 円 40 銭												
10 ワットまでの 1 灯につき	70 円 20 銭												
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	120 円 96 銭												
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	222 円 48 銭												
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	324 円 00 銭												
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	527 円 04 銭												

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施		特定小売供給約款 2023年6月1日実施	
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	527円04銭		
(ハ) 小型機器料金			
50ボルトアンペアまでの1機器につき	222円48銭		
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	386円64銭		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	386円64銭		
ロ 従量電灯			
(イ) 従量電灯A			
最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	257円04銭	
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円24銭	
(ロ) 従量電灯B			
a 基本料金			
契約電流10アンペア		324円00銭	
契約電流15アンペア		486円00銭	
契約電流20アンペア		648円00銭	
契約電流30アンペア		972円00銭	
契約電流40アンペア		1,296円00銭	
契約電流50アンペア		1,620円00銭	
契約電流60アンペア		1,944円00銭	
b 電力量料金			
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき		18円24銭	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき		24円87銭	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき		28円75銭	
e 最低月額料金			
1契約につき		257円04銭	
(ハ) 従量電灯C			
a 基本料金			
契約容量1キロボルトアンペアにつき		324円00銭	
b 電力量料金			
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき		18円24銭	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき		24円87銭	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき		28円75銭	
ニ 臨時電灯			
(イ) 臨時電灯A			
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		7円77銭	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		15円53銭	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		15円53銭	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		155円30銭	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施		特定小売供給約款 2023年6月1日実施	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	155円30銭		
(ロ) 臨時電灯B			
a 基本料金			
契約電流10アンペアにつき	356円40銭		
b 電力量料金			
1キロワット時につき	31円63銭		
(ハ) 臨時電灯C			
a 基本料金			
契約容量1キロボルトアンペアにつき	356円40銭		
b 電力量料金			
1キロワット時につき	31円63銭		
ニ 公衆街路灯			
(イ) 公衆街路灯A			
a 需要家料金			
1契約につき	54円00銭		
b 電灯料金			
10ワットまでの1灯につき	63円34銭		
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	109円40銭		
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	201円53銭		
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	293円65銭		
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	477円90銭		
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	477円90銭		
c 小型機器料金			
50ボルトアンペアまでの1機器につき	201円42銭		
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	351円00銭		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	351円00銭		
(ロ) 公衆街路灯B			
a 基本料金			
契約容量1キロボルトアンペアにつき	291円60銭		
b 電力量料金			
1キロワット時につき	17円36銭		
c 最低月額料金			
1契約につき	231円12銭		
ホ 低圧電力			
(イ) 基本料金			
契約電力1キロワットにつき	1,242円00銭		
(ロ) 電力量料金			
	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	15円66銭	14円23銭	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施						特定小売供給約款 2023年6月1日実施																													
△ 臨時電力																																			
(イ) 定額制供給の場合																																			
契約電力1キロワット1日につき						196円56銭																													
(ロ) 従量制供給の場合																																			
						夏季料金		その他季料金																											
1キロワット時につき						18円79銭		17円09銭																											
ト 農事用電力																																			
(イ) 農事用電力A																																			
a 基本料金																																			
契約電力1キロワットにつき						615円60銭																													
b 電力量料金																																			
						夏季料金		その他季料金																											
1キロワット時につき						11円64銭		10円58銭																											
(ロ) 農事用電力B																																			
契約電力1キロワットにつき						最初の30日まで		5,173円31銭																											
						30日をこえる1日につき		172円44銭																											
(2) 附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）																																			
(1)の料金率および基準単価については、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。																																			
イ 料金率																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約電力 契約使用 期間</th> <th colspan="5">契約電力</th> <th rowspan="2">3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに</th> </tr> <tr> <th>0.5キロ ワット</th> <th>1キロ ワット</th> <th>2キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の30日 まで</td> <td>4,321円10銭</td> <td>6,240円91銭</td> <td>9,785円36銭</td> <td>13,430円72銭</td> <td>2,222円23銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる 1日につき</td> <td>27円14銭</td> <td>40円27銭</td> <td>91円35銭</td> <td>144円57銭</td> <td>52円15銭</td> </tr> </tbody> </table>												契約電力 契約使用 期間	契約電力					3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロ ワット	最初の30日 まで	4,321円10銭	6,240円91銭	9,785円36銭	13,430円72銭	2,222円23銭	30日をこえる 1日につき	27円14銭	40円27銭	91円35銭	144円57銭	52円15銭
契約電力 契約使用 期間	契約電力					3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに																													
	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロ ワット																														
最初の30日 まで	4,321円10銭	6,240円91銭	9,785円36銭	13,430円72銭	2,222円23銭																														
30日をこえる 1日につき	27円14銭	40円27銭	91円35銭	144円57銭	52円15銭																														
ロ 基準単価																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約電力</th> <th colspan="5">契約電力</th> <th rowspan="2">3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに</th> </tr> <tr> <th>0.5キロ ワット</th> <th>1キロ ワット</th> <th>2キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> <th>3キロ ワット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td> <td>35銭7厘</td> <td>71銭4厘</td> <td>1円42銭8厘</td> <td>2円14銭2厘</td> <td>71銭4厘</td> </tr> </tbody> </table>												契約電力	契約電力					3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロ ワット	1日につき	35銭7厘	71銭4厘	1円42銭8厘	2円14銭2厘	71銭4厘						
契約電力	契約電力					3キロワット をこえ1キロ ワットを増す ごとに																													
	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロ ワット																														
1日につき	35銭7厘	71銭4厘	1円42銭8厘	2円14銭2厘	71銭4厘																														
(3) 別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については、別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。																																			
イ 定額制供給の場合																																			
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A																																			
電						10ワットまでの1灯につき		84銭3厘																											
						10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき		1円68銭6厘																											

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施			特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施			
小型機器	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 37 銭 3 厘				
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 05 銭 9 厘				
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 43 銭 2 厘				
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	8 円 43 銭 2 厘				
	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 51 銭 9 厘				
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 03 銭 7 厘				
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 03 銭 7 厘				
	(ロ) 臨時電灯 A					
	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 8 厘				
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 6 厘				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 6 厘					
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 35 銭 9 厘					
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 35 銭 9 厘					
(ハ) 臨時電力						
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 42 銭 8 厘					
(ニ) 農事用電力 B (育苗温床用電力)						
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 57 銭 0 厘					
ロ 従量制供給の場合						
1 キロワット時につき	21 銭 7 厘					
別 表			別 表			
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金			1 再生可能エネルギー発電促進賦課金			
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。			(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示</u> により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ <u>お知らせ</u> いたします。			
(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を			(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を			

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯 A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 7 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所</p>	<p>定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯 A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 7 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>	<p>で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.1152$</p> <p>$\beta = 0.2714$</p> <p>$\gamma = 0.7386$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.0259$</p> <p>$\beta = 0.2563$</p> <p>$\gamma = 0.8915$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																																				
<p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>31,400 円</u> を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>31,400 円</u> を上回り、かつ、<u>47,100 円</u> 以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>47,100 円</u> を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、<u>47,100 円</u> といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (47,100 \text{ 円} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) の場合を除き、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前	<p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>83,500 円</u> を上回り、かつ、<u>125,300 円</u> 以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>125,300 円</u> を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、<u>125,300 円</u> といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (125,300 \text{ 円} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) の場合を除き、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																				
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																				
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																				
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																				
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																				
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																				
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																				
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																				
毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																				
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																				
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																				
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																				
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																				
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																				
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																				
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																				
毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前																																				

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">10 月 31 日までの期間</td> <td style="width: 50%;">日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td> <td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間</td> <td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)</td> <td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> </table>	10 月 31 日までの期間	日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの 期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの 期間	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの 期間	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの 期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">10 月 31 日までの期間</td> <td style="width: 50%;">日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td> <td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間</td> <td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間(翌 年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)</td> <td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの 期間</td> </tr> </table>	10 月 31 日までの期間	日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの 期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの 期間	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの 期間	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間(翌 年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの 期間
10 月 31 日までの期間	日までの期間																				
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの 期間																				
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの 期間																				
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの 期間																				
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの 期間																				
10 月 31 日までの期間	日までの期間																				
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの 期間																				
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの 期間																				
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの 期間																				
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間(翌 年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの 期間																				
<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 定額電灯および公衆街路灯 A</p> <p style="margin-left: 40px;">燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B</p> <p style="margin-left: 40px;">燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p style="margin-left: 20px;">基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A</p>	<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 定額電灯および公衆街路灯 A</p> <p style="margin-left: 40px;">燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力 B</p> <p style="margin-left: 40px;">燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p style="margin-left: 20px;">基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A</p>																				

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																																																																				
<p style="text-align: center;">基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電 灯</td> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">85 銭9 厘</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">1 円 71 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">3 円 43 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">5 円 15 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">8 円 58 銭 8 厘</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td style="text-align: right;">8 円 58 銭 8 厘</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小 型 機 器</td> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="text-align: right;">2 円 56 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="text-align: right;">5 円 13 銭 0 厘</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">5 円 13 銭 0 厘</td> </tr> </table> <p>(ロ) 臨時電灯A</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td style="text-align: right;">6 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td style="text-align: right;">13 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">13 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td> <td style="text-align: right;">1 円 38 銭 4 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">1 円 38 銭 4 厘</td> </tr> </table> <p>(ハ) 臨時電力</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td style="text-align: right;">1 円 45 銭 4 厘</td> </tr> </table> <p>(ニ) 農事用電力B(育苗温床用電力)</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td style="text-align: right;">2 円 61 銭 8 厘</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、次のとおりといたします。</p>	電 灯	10ワットまでの1灯につき	85 銭9 厘	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 71 銭 7 厘	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3 円 43 銭 5 厘	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5 円 15 銭 2 厘	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8 円 58 銭 8 厘	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8 円 58 銭 8 厘	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 56 銭 5 厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5 円 13 銭 0 厘	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5 円 13 銭 0 厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 9 厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13 銭 9 厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13 銭 9 厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 38 銭 4 厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 38 銭 4 厘	契約電力1キロワット1日につき	1 円 45 銭 4 厘	契約電力1キロワット1日につき	2 円 61 銭 8 厘	<p style="text-align: center;">基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電 灯</td> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">76 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">1 円 52 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">3 円 05 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">4 円 58 銭 8 厘</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">7 円 64 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに</td> <td style="text-align: right;">7 円 64 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">小 型 機 器</td> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="text-align: right;">2 円 28 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="text-align: right;">4 円 56 銭 8 厘</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">4 円 56 銭 8 厘</td> </tr> </table> <p>(ロ) 臨時電灯A</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td style="text-align: right;">6 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td style="text-align: right;">12 銭 3 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">12 銭 3 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td> <td style="text-align: right;">1 円 23 銭 3 厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">1 円 23 銭 3 厘</td> </tr> </table> <p>(ハ) 臨時電力</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td style="text-align: right;">1 円 29 銭 6 厘</td> </tr> </table> <p>(ニ) 農事用電力B(育苗温床用電力)</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td style="text-align: right;">2 円 33 銭 2 厘</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p style="text-align: center;">基準単価は、次のとおりといたします。</p>	電 灯	10ワットまでの1灯につき	76 銭 5 厘	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 52 銭 9 厘	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3 円 05 銭 9 厘	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4 円 58 銭 8 厘	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7 円 64 銭 7 厘	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7 円 64 銭 7 厘	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 28 銭 5 厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4 円 56 銭 8 厘	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 銭 8 厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘	契約電力1キロワット1日につき	1 円 29 銭 6 厘	契約電力1キロワット1日につき	2 円 33 銭 2 厘
電 灯		10ワットまでの1灯につき	85 銭9 厘																																																																		
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 71 銭 7 厘																																																																		
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3 円 43 銭 5 厘																																																																		
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5 円 15 銭 2 厘																																																																		
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8 円 58 銭 8 厘																																																																		
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8 円 58 銭 8 厘																																																																			
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 56 銭 5 厘																																																																			
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5 円 13 銭 0 厘																																																																			
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5 円 13 銭 0 厘																																																																			
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 9 厘																																																																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13 銭 9 厘																																																																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13 銭 9 厘																																																																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 38 銭 4 厘																																																																				
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 38 銭 4 厘																																																																				
契約電力1キロワット1日につき	1 円 45 銭 4 厘																																																																				
契約電力1キロワット1日につき	2 円 61 銭 8 厘																																																																				
電 灯	10ワットまでの1灯につき	76 銭 5 厘																																																																			
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 52 銭 9 厘																																																																			
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3 円 05 銭 9 厘																																																																			
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4 円 58 銭 8 厘																																																																			
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7 円 64 銭 7 厘																																																																			
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7 円 64 銭 7 厘																																																																			
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 28 銭 5 厘																																																																			
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4 円 56 銭 8 厘																																																																			
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 銭 8 厘																																																																			
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘																																																																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘																																																																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘																																																																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘																																																																				
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘																																																																				
契約電力1キロワット1日につき	1 円 29 銭 6 厘																																																																				
契約電力1キロワット1日につき	2 円 33 銭 2 厘																																																																				

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施	
1 キロワット時につき	22 銭 1 厘	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
<p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。</p>		<p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。</p>	
		<p>3 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p align="center">離島平均燃料価格 = A × α</p> <p align="center">A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p align="center">α = 1.0000</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合</p> <p align="center">離島ユニバーサルサービス調整単価 =</p> $\frac{(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合</p> <p align="center">離島ユニバーサルサービス調整単価 =</p> $\frac{(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																										
	<p>(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合 離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。</p> <p align="center">離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $\frac{(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円})}{1,000} \times \text{(2)の離島基準単価}$ <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">離島平均燃料価格算定期間</th> <th style="text-align: center;">離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td> <td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間</td> <td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年 12 月 1 日から</td> <td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年 12 月 1 日から	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																										
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																										
毎年 12 月 1 日から	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																										

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">期間</td> </tr> </table> <p>(ロ) <u>定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</u></p> <p>三 <u>離島ユニバーサルサービス調整額</u></p> <p>(イ) <u>定額制供給の場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a <u>定額電灯および公衆街路灯A</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b <u>臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。</u></p> <p>(ロ) <u>従量制供給の場合</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</u></p> <p>(2) <u>離島基準単価</u> <u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>定額制供給の場合</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) <u>定額電灯および公衆街路灯A</u> <u>離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">電</td> <td style="width: 75%;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;">9厘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">灯</td> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: center;">1銭8厘</td> </tr> </table>	翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	期間	電	10ワットまでの1灯につき	4厘		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘	灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	期間											
電	10ワットまでの1灯につき	4厘										
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘										
灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘										

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施	
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	4 銭 3 厘
	小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 銭 5 厘
		(ロ) 臨時電灯 A 離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。	
		総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
		総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
		総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘	
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘	
	(ハ) 臨時電力 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。		
	契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘	
	(ニ) 農事用電力 B（育苗温床用電力） 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。		
	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 銭 3 厘	
	ロ 従量制供給の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。		
	1 キロワット時につき	1 厘	
	(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。		

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																																																																																																				
<p>3 契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。 1 差込口につき 50 ボルトアンペア</p> <p>(ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア</p> <p>(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。</p>	<p>4 契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。 1 差込口につき 50 ボルトアンペア</p> <p>(ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア</p> <p>(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。</p>																																																																																																				
<p>4 負荷設備の入力換算容量</p> <p>(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</p> <p>イ けい光灯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入 力 (ボルトアンペア)</th> <th>入 力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント</td> <td rowspan="2">管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント</td> </tr> <tr> <td>低 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ ネオン管灯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">2次電圧 (ボルト)</th> <th colspan="3">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入 力 (ボルトアンペア)</th> <th rowspan="2">入 力 (ワット)</th> </tr> <tr> <th>高力率型</th> <th>低力率型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> <td>220</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> <td>300</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> <td>350</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ スリムラインランプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管の長さ (ミリメートル)</th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入 力 (ボルトアンペア)</th> <th>入 力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>999 以下</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1,149 //</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		換 算 容 量		入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)	高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント	低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量			入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)	高力率型	低力率型	3,000	30	80	30	6,000	60	150	60	9,000	100	220	100	12,000	140	300	140	15,000	180	350	180	管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量		入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)	999 以下	40	40	1,149 //	60	60	<p>5 負荷設備の入力換算容量</p> <p>(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。</p> <p>イ けい光灯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入 力 (ボルトアンペア)</th> <th>入 力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント</td> <td rowspan="2">管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント</td> </tr> <tr> <td>低 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ ネオン管灯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">2次電圧 (ボルト)</th> <th colspan="3">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入 力 (ボルトアンペア)</th> <th rowspan="2">入 力 (ワット)</th> </tr> <tr> <th>高力率型</th> <th>低力率型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> <td>220</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> <td>300</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> <td>350</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ スリムラインランプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管の長さ (ミリメートル)</th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入 力 (ボルトアンペア)</th> <th>入 力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>999 以下</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1,149 //</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		換 算 容 量		入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)	高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント	低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量			入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)	高力率型	低力率型	3,000	30	80	30	6,000	60	150	60	9,000	100	220	100	12,000	140	300	140	15,000	180	350	180	管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量		入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)	999 以下	40	40	1,149 //	60	60
		換 算 容 量																																																																																																			
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)																																																																																																			
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント																																																																																																			
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント																																																																																																				
2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量																																																																																																				
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)																																																																																																		
	高力率型	低力率型																																																																																																			
3,000	30	80	30																																																																																																		
6,000	60	150	60																																																																																																		
9,000	100	220	100																																																																																																		
12,000	140	300	140																																																																																																		
15,000	180	350	180																																																																																																		
管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量																																																																																																				
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)																																																																																																			
999 以下	40	40																																																																																																			
1,149 //	60	60																																																																																																			
	換 算 容 量																																																																																																				
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)																																																																																																			
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント																																																																																																			
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント																																																																																																				
2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量																																																																																																				
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)																																																																																																		
	高力率型	低力率型																																																																																																			
3,000	30	80	30																																																																																																		
6,000	60	150	60																																																																																																		
9,000	100	220	100																																																																																																		
12,000	140	300	140																																																																																																		
15,000	180	350	180																																																																																																		
管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量																																																																																																				
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)																																																																																																			
999 以下	40	40																																																																																																			
1,149 //	60	60																																																																																																			

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施				特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施			
1,556 "	70	70		1,556 "	70	70	
1,759 "	80	80		1,759 "	80	80	
2,368 "	100	100		2,368 "	100	100	
ニ 水銀灯				ニ 水銀灯			
出力 (ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)	出力 (ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)
	入 力 (ボルトアンペア)				入 力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型		高力率型	低力率型		
40 以下	60	130	50	40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70	60 "	80	170	70
80 "	100	190	90	80 "	100	190	90
100 "	150	200	130	100 "	150	200	130
125 "	160	290	145	125 "	160	290	145
200 "	250	400	230	200 "	250	400	230
250 "	300	500	270	250 "	300	500	270
300 "	350	550	325	300 "	350	550	325
400 "	500	750	435	400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735	700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005	1,000 "	1,200	1,750	1,005
(2) 誘導電動機				(2) 誘導電動機			
イ 単相誘導電動機				イ 単相誘導電動機			
(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。				(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。			
(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。				(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。			
出力 (ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)	出力 (ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)
	入 力 (ボルトアンペア)				入 力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型		高力率型	低力率型		
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント	35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 "	—	180		45 "	—	180	
65 "	—	230		65 "	—	230	
100 "	250	350		100 "	250	350	
200 "	400	550		200 "	400	550	
400 "	600	850		400 "	600	850	
550 "	900	1,200		550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400		750 "	1,000	1,400	
ロ 3 相誘導電動機				ロ 3 相誘導電動機			
換 算 容 量 (入力 [キロワット])				換 算 容 量 (入力 [キロワット])			
出力 (馬力) × 93.3 パーセント				出力 (馬力) × 93.3 パーセント			
出力 (キロワット) × 125.0 パーセント				出力 (キロワット) × 125.0 パーセント			

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施				特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施			
(3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は、次によります。 なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。				(3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は、次によります。 なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。			
装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力〔キロボルトアンペア〕)	装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力〔キロボルトアンペア〕)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値といたします。	治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95 以下	20 以下	1	95 以下	20 以下	1	95 以下
		20 超過 30 以下	1.5		20 超過 30 以下	1.5	
		30 " 50 "	2		30 " 50 "	2	
		50 " 100 "	3		50 " 100 "	3	
		100 " 200 "	4		100 " 200 "	4	
		200 " 300 "	5		200 " 300 "	5	
		300 " 500 "	7.5		300 " 500 "	7.5	
		500 " 1,000 "	10		500 " 1,000 "	10	
	95 超過 100 以下	200 以下	5	95 超過 100 以下	200 以下	5	95 超過 100 以下
		200 超過 300 以下	6		200 超過 300 以下	6	
		300 " 500 "	8		300 " 500 "	8	
		500 " 1,000 "	13.5		500 " 1,000 "	13.5	
	100 超過 125 以下	500 以下	9.5	100 超過 125 以下	500 以下	9.5	100 超過 125 以下
		500 超過 1,000 以下	16		500 超過 1,000 以下	16	
125 超過 150 以下	500 以下	11	125 超過 150 以下	500 以下	11	125 超過 150 以下	
	500 超過 1,000 以下	19.5		500 超過 1,000 以下	19.5		
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 " 3 "	3 "	3		1.5 " 3 "	3 "	3
(4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 $\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)}}{100} \times 70 \text{ パーセント}$ ロ イ以外の場合				(4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 $\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)}}{100} \times 70 \text{ パーセント}$ ロ イ以外の場合			

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																																									
<p align="center">入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント</p> <p>(5) その他 イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>	<p align="center">入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント</p> <p>(5) その他 イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>																																									
<p>5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率 (パーセント)</p> $= \frac{100 \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \times \left(\frac{\text{力率}}{90 \text{ パーセントの機器総容量}} \right) + 80 \times \left(\frac{\text{力率}}{80 \text{ パーセントの機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$	<p>6 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率 (パーセント)</p> $= \frac{100 \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \times \left(\frac{\text{力率}}{90 \text{ パーセントの機器総容量}} \right) + 80 \times \left(\frac{\text{力率}}{80 \text{ パーセントの機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$																																									
<p>6 進相用コンデンサ取付容量基準 進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。 (1) 照明用電気機器 ㄨ けい光灯 進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用電圧 (ボルト)</th> <th rowspan="2">管灯の定格消費電力 (ワット)</th> <th colspan="2">コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)</th> </tr> <tr> <th>50ヘルツ</th> <th>60ヘルツ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">100</td> <td>10</td> <td>4.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>5.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>9</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>17</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>21</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>36</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">200</td> <td>40</td> <td>4.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>5.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>7</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)		50ヘルツ	60ヘルツ	100	10	4.5	3.5	15	5.5	4.5	20	9	5.5	30	11	9	40	17	14	60	21	17	80	30	25	100	36	30	200	40	4.5	3.5	60	5.5	4.5	80	7	5.5	
使用電圧 (ボルト)			管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)																																						
	50ヘルツ	60ヘルツ																																								
100	10	4.5	3.5																																							
	15	5.5	4.5																																							
	20	9	5.5																																							
	30	11	9																																							
	40	17	14																																							
	60	21	17																																							
	80	30	25																																							
	100	36	30																																							
200	40	4.5	3.5																																							
	60	5.5	4.5																																							
	80	7	5.5																																							

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施				特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																	
	100	9	7																		
ロ ネオン管灯																					
2 次 電 圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)																			
		50ヘルツ	60ヘルツ																		
3,000	80	30	20																		
6,000	100	50	30																		
9,000	200	75	50																		
12,000	300	100	50																		
15,000	350	150	75																		
ハ 水銀灯 (標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。)																					
出 力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)																				
	100 ボルト	200 ボルト																			
50 以下	30	7																			
100 ㍉	50	9																			
250 ㍉	75	15																			
300 ㍉	100	20																			
400 ㍉	150	30																			
700 ㍉	250	50																			
1,000 ㍉	300	75																			
(2) 誘導電動機																					
イ 個々にコンデンサを取り付ける場合																					
(イ) 単相誘導電動機																					
使用電圧 (ボルト)		100				200															
電 動 機 定 格 出 力	馬 力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1												
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75												
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	50ヘルツ	50	75	75	100	20	20	30	40												
	60ヘルツ	40	50	75	100	20	20	30	40												
(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)																					
電 動 機 定 格 出 力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50						
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37						
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600						
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500						
ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合																					
やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。																					

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施												特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施																																			
<p>(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）</p> <p>イ 交流アーク溶接機</p> <table border="1"> <tr> <td>溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)</td> <td>3 以上</td> <td>5 以上</td> <td>7.5 以上</td> <td>10 以上</td> <td>15 以上</td> <td>20 以上</td> <td>25 以上</td> <td>30 以上</td> <td>35 以上</td> <td>40 以上</td> <td>45 以 上</td> </tr> <tr> <td>コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>900</td> </tr> </table> <p>ロ 交流抵抗溶接機</p> <p>イの容量の 50 パーセントといたします。</p> <p>(4) その他</p> <p>(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p>												溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以 上	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900												
溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以 上																																				
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900																																				
<p>7 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>従量電灯 C または低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\frac{\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\frac{\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}}$												<p>7 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>従量電灯 C または低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\frac{\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\frac{\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}}$																																			
<p>8 使用電力量の協定</p> <p>使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合</p> <p>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</p> <p>イ 前月または前年同月の使用電力量による場合</p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}}$ <p>ロ 前 3 月間の使用電力量による場合</p> 前 3 月間の使用電力量																																															

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p align="center">前 3 月間の料金の算定期間の日数 ×協定の対象となる期間の日数</p> <p>(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量 (入力) にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$</p> <p>(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、56 (計量器等の取付け) に準ずるものといたします。</p> <p>(5) 公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$ なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月</p>	
<p>9 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A $\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p>8 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A $\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力 A のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の</p>	<p>第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力 A のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の</p>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																								
<p>日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>																								
<p>10 標準設計基</p> <p>(1) 適——用 この標準設計基準は、Ⅷ(工事費の負担)に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。 この標準設計基準に明記していない場合は、技術基準その他関係法令、当社設計基準等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。</p> <p>(2) 単——位 この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。</p> <table border="1" data-bbox="697 1375 1311 1843"> <thead> <tr> <th>単——位</th> <th>記——号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—ボルト</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>—アンペア</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>—キロアンペア</td> <td>kA</td> </tr> <tr> <td>—キロボルトアンペア</td> <td>kVA</td> </tr> <tr> <td>—メガボルトアンペア</td> <td>MVA</td> </tr> <tr> <td>—ミリメートル</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>—メートル</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>—キロメートル</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td>—平方ミリメートル</td> <td>mm²</td> </tr> <tr> <td>—平方センチメートル</td> <td>cm²</td> </tr> <tr> <td>—ミリグラム</td> <td>mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 高圧または低圧電線路 ㄥ 一般基準</p>	単——位	記——号	—ボルト	V	—アンペア	A	—キロアンペア	kA	—キロボルトアンペア	kVA	—メガボルトアンペア	MVA	—ミリメートル	mm	—メートル	m	—キロメートル	km	—平方ミリメートル	mm ²	—平方センチメートル	cm ²	—ミリグラム	mg	
単——位	記——号																								
—ボルト	V																								
—アンペア	A																								
—キロアンペア	kA																								
—キロボルトアンペア	kVA																								
—メガボルトアンペア	MVA																								
—ミリメートル	mm																								
—メートル	m																								
—キロメートル	km																								
—平方ミリメートル	mm ²																								
—平方センチメートル	cm ²																								
—ミリグラム	mg																								

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施														
<p>(イ) 電圧降下の許容限度 高压または低圧電線路(需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路)における電圧降下の許容限度の標準は、次によるものといたします。</p> <p align="center">電圧降下の許容限度の標準値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電線路の公称電圧 (V)</th> <th style="text-align: center;">電圧降下の許容限度の標準値 (V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,300</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。</p> <p>(ロ) 経過地 高压または低圧電線路の経過地は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。</p> <p>(ハ) 電線路の種類 高压または低圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、その他の方法によるものといたします。</p> <p>(ニ) 電線路の設計 電線路の設計については、その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。</p> <p>ロ 架空電線路</p> <p>(イ) 電線路の施設</p> <p style="margin-left: 20px;">a 高压または低圧架空電線路は、単独の電線路の施設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、技術上著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 高压架空電線路を単独に新設する場合には、原則として1回線といたします。</p> <p>(ロ) 支持物の種類 高压または低圧架空電線路の支持物には、コンクリート柱または複合柱を使用し、その選定にあたっては技術上、経済上適当なものといたします。ただし、コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上不相当と認められる場合は、他の支持物を使用いたします。</p> <p>(ハ) 標準径間 高压または低圧架空電線路の標準径間は、次によるものといたします。</p> <p align="center">標準径間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区域</th> <th style="text-align: center;">標準径間 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市街地</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> </tbody> </table>	電線路の公称電圧 (V)	電圧降下の許容限度の標準値 (V)	100	6	200	20	3,300	300	6,600	600	施設区域	標準径間 (m)	市街地	45	
電線路の公称電圧 (V)	電圧降下の許容限度の標準値 (V)														
100	6														
200	20														
3,300	300														
6,600	600														
施設区域	標準径間 (m)														
市街地	45														

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施		特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施		
その他	55			
<p>(二) 支持物の長さ</p> <p>高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じた根入れ、電線の弛度、装柱、交叉、建物、引込線、積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。</p>				
支持物の長さ				
支持物の長さ(m)	10 12 14 16			
<p>(ホ) がいし</p> <p>高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは、次によるものといたします。</p>				
がいしの種類				
電圧別	使用箇所別	引通し箇所	引留め箇所	
低圧		低圧用一体化ラック	低圧用一体化ラック	
		低圧ピンがいし	低圧引留がいし	
		低圧引留がいし	DVグリップ	
高圧		高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし	
<p>(ハ) 架空電線の種類および太さ</p> <p>a 高圧または低圧架空電線には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不相当と認められる場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。</p> <p>b 高圧または低圧架空電線の種類は、絶縁電線を使用いたします。</p> <p>e 高圧または低圧架空電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不相当と認められる場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。</p>				
電線の種類、太さおよび許容電流				
		-(単位：A)-		
種類	高圧絶縁電線 (OC)	低圧絶縁電線 (OW)	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	
太さ			2心	3心
単線	3.2	=	=	61
(mm)	5.0	142	103	=
より線	22	=	=	127
	60	276	206	=
	100	=	=	=
(mm ²)	150	487	=	=
<p>(ト) 架空電線の配列および変台装柱</p> <p>a 高圧または低圧架空電線の配列は、特殊な場合を除き水平または垂直といたします。</p>				

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年6月1日実施																						
<p>ハ 柱上に変圧器を施設する場合は、変台装柱または懸垂装柱とし、1次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。</p> <p>(ホ) 柱上変圧器の容量 柱上変圧器の容量は、需要の実情を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。</p> <p align="center">柱上変圧器容量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">容 量 (kVA)</th> </tr> <tr> <td align="center">5 10 20 30 50 75 100 50+30* 100+50*</td> </tr> </table> <p>(注) 変圧器容量 50+30kVA および 100+50kVA は、灯動共用変圧器の容量といたします。</p> <p>(ニ) 電力用変圧器の結線 3相供給に対しては、原則として単相変圧器2台を使用したV結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合は、単相変圧器3台を△結線により供給することがあります。</p> <p>(ヌ) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量</p> <p>ア 高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。</p> <p>イ 高圧負荷開閉器の種類は、気中を標準といたします。ただし、技術上やむをえない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。</p> <p>エ 高圧負荷開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。</p> <p align="center">高圧負荷開閉器容量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">容 量 (A)</th> <td align="center">300*</td> <td align="center">400</td> </tr> </table> <p>(注) 高圧負荷開閉器容量 300Aは、SOC型開閉器の容量といたします。</p> <p>(ル) 特殊線路</p> <p>ア 塩、ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。 なお、汚損地域の区分は次によるものといたします。</p> <p align="center">塩、塵埃汚損区分表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">汚損種類</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">塩</th> <th style="text-align: center;">塵埃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">汚損区分</td> <td align="center" colspan="4">海岸からのおおよその距離 または 想定最大等価塩分付着量</td> </tr> <tr> <td align="center">軽汚損地区</td> <td align="center">中汚損地区</td> <td align="center">重汚損地区</td> <td align="center" rowspan="2">想定最大等価塵埃付着量 (塩分換算) 0.12 mg/e m²以上</td> </tr> <tr> <td align="center">15 km以下 または 0.06 mg/e m²以上</td> <td align="center">4.0 km以下 または 0.12 mg/e m²以上</td> <td align="center">1.5 km以下 または 0.35 mg/e m²以上</td> </tr> </tbody> </table>	容 量 (kVA)	5 10 20 30 50 75 100 50+30* 100+50*	容 量 (A)	300*	400	汚損種類	塩			塵埃	汚損区分	海岸からのおおよその距離 または 想定最大等価塩分付着量				軽汚損地区	中汚損地区	重汚損地区	想定最大等価塵埃付着量 (塩分換算) 0.12 mg/e m ² 以上	15 km以下 または 0.06 mg/e m ² 以上	4.0 km以下 または 0.12 mg/e m ² 以上	1.5 km以下 または 0.35 mg/e m ² 以上	
容 量 (kVA)																							
5 10 20 30 50 75 100 50+30* 100+50*																							
容 量 (A)	300*	400																					
汚損種類	塩			塵埃																			
汚損区分	海岸からのおおよその距離 または 想定最大等価塩分付着量																						
	軽汚損地区	中汚損地区	重汚損地区	想定最大等価塵埃付着量 (塩分換算) 0.12 mg/e m ² 以上																			
15 km以下 または 0.06 mg/e m ² 以上	4.0 km以下 または 0.12 mg/e m ² 以上	1.5 km以下 または 0.35 mg/e m ² 以上																					

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施						
<p> b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。 e 雪害、風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐害設備を使用いたします。 ハ 地中電線路 (4) 電線路の施設 高压または低压地中電線路の施設方式は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。 なお、暗きょ式にはキャブ (C A B) 方式および電線共同溝 (C・C・BOX) 方式を含むものといたします。 a 直接埋設式 車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合 b 暗きょ式 当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合 (ロ) ケーブルの種類および太さ a 高压または低压地中電線路に使用するケーブルの種類は、原則としてビニル外装ケーブルといたします。 b ケーブルの太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。 ケーブルの太さ <table border="1" data-bbox="715 1104 1481 1220"> <thead> <tr> <th>電圧別</th> <th>ケーブルの太さ (mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧</td> <td>8 14 22 60 150 250</td> </tr> <tr> <td>高压</td> <td>22 38 60 100 150 200 250 325</td> </tr> </tbody> </table> e ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じて算定いたします。 (ハ) 配電塔、高压キャビネットおよび接続箱の使用 a 高压ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は、配電塔を使用することがあります。 b 高压で電気の供給を受けるお客さま等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合、もしくは、将来困難になることが予想される場合には、π引込用として高压キャビネットを使用いたします。 e 低压ケーブルを分岐する場合は、接続箱を使用いたします。 (4) 変電設備 ㄥ 結線法 結線法は、次の結線を標準といたします。 </p>	電圧別	ケーブルの太さ (mm ²)	低圧	8 14 22 60 150 250	高压	22 38 60 100 150 200 250 325	
電圧別	ケーブルの太さ (mm ²)						
低圧	8 14 22 60 150 250						
高压	22 38 60 100 150 200 250 325						

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施															
<div data-bbox="816 252 1246 735" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="587 787 756 819">ロ しゃ断器</p> <p data-bbox="608 829 1478 976">(イ) しゃ断器は、当社が通常使用しているもののうち、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、次の中から必要最小のものを選定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="682 987 1320 1260"> <caption data-bbox="845 987 1157 1018">しゃ断器容量</caption> <thead> <tr> <th data-bbox="697 1029 905 1102" rowspan="2">定格電圧 (V)</th> <th colspan="2" data-bbox="905 1029 1305 1060">しゃ断器容量</th> </tr> <tr> <th data-bbox="905 1060 1113 1102">kA</th> <th data-bbox="1113 1060 1305 1102">(MVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 1102 905 1186" rowspan="2">3,600</td> <td data-bbox="905 1102 1113 1144">16.0</td> <td data-bbox="1113 1102 1305 1144">(100)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="905 1144 1113 1186">25.0</td> <td data-bbox="1113 1144 1305 1186">(160)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1186 905 1260" rowspan="2">7,200</td> <td data-bbox="905 1186 1113 1228">12.5</td> <td data-bbox="1113 1186 1305 1228">(160)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="905 1228 1113 1260">20.0</td> <td data-bbox="1113 1228 1305 1260">(250)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 1270 1478 1333">(ロ) 将来の系統構成は、5 年程度先を目標といたします。(断路器および変流器についても同様といたします。)</p> <p data-bbox="587 1354 756 1386">ハ 断路器</p> <p data-bbox="608 1396 1478 1543">断路器は、当社が通常使用しているもののうち、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。</p> <p data-bbox="587 1554 756 1585">ニ 変流器</p> <p data-bbox="608 1596 1478 1743">変流器は、当社が通常使用しているもののうち、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。</p> <p data-bbox="587 1753 756 1785">ホ 配電盤</p> <p data-bbox="608 1795 1478 1900">配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電力計、電圧計、無効電力計等を取り付けます。</p> <p data-bbox="587 1911 816 1942">ヘ 保護継電装置</p>	定格電圧 (V)	しゃ断器容量		kA	(MVA)	3,600	16.0	(100)	25.0	(160)	7,200	12.5	(160)	20.0	(250)	
定格電圧 (V)		しゃ断器容量														
	kA	(MVA)														
3,600	16.0	(100)														
	25.0	(160)														
7,200	12.5	(160)														
	20.0	(250)														

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款 2023 年 6 月 1 日実施
<p>電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するために必要な保護継電装置を施設いたします。</p> <p>ト 変電設備の設計</p> <p>変電設備の形式、付属設備等は、その変電所において、他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。</p>	

2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款
料金算定規則様式第1から第8までにより
作成した書類

様式第1（第3条、第4条、第5条、第34条、第37条関係）

第1表

営業費総括表

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
役員給与	719,070	
給料手当	98,996,497	平均経費人員：5,183（人）
給料手当振替額（貸方）	-475,183	平均基準賃金：475,264（円/月）
退職給与金	15,167,516	
厚生費	19,257,155	
委託検針費	-	
委託集金費	-	
雑給	3,970,135	
燃料費	3,280,654,527	
使用済燃料再処理等抛出金発電費	19,362,384	
廃棄物処理費	44,808,254	
特定放射性廃棄物処分費	5,680,427	
消耗品費	7,425,168	
修繕費	239,133,130	
水利使用料	8,022,984	
補償費	1,514,530	
賃借料	32,791,902	
委託費	91,271,143	
損害保険料	2,244,082	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	37,587	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	31,988,061	
普及開発関係費	1,673,977	
養成費	2,490,787	
研究費	8,966,722	
諸費	57,511,169	
	<->	
	<1,467,453>	
貸倒損	2,233,452	
固定資産税	44,033,811	
雑税	7,350,068	
減価償却費	284,031,468	
固定資産除却費	31,853,355	
原子力発電施設解体費	22,266,138	
共有設備費等分担額	1,240,394	
共有設備費等分担額（貸方）	-52,312	
他社購入電源費	1,933,812,302 (308,147,780)	他社購入電力量：84,771(10 ⁶ kWh)
非化石証書購入費	13,917,015	
建設分担関連費振替額（貸方）	-884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-295,377	
原子力廃止関連仮勘定償却費	7,324,347	
電源開発促進税	-	
事業税	52,908,264	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定（貸方）	-470,811	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	1,341,125	
社債発行費償却	-	
法人税等	17,353,791	
合 計	6,391,174,720	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を、備考欄に記載すること。
- 2 他社購入電源費の購入電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段〈 〉内には寄付金に係る費用を、下段〈 〉内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項	目	金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	1,508,964,393	
	燃料油費	119,143,196	
	ガス費	1,626,324,062	
	その他	4,409,366	
	小 計	3,258,841,017	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	6,901,083	
	濃縮関連費	-	
	小 計	6,901,083	
新エネルギー等燃料費		14,912,427	
合 計		3,280,654,527	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		33,089	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		98,487	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		162,576	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)		20.05	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		12,119	
核燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)		0.57	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		-	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		1,942	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)		7.68	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項	目	数 量 ・ 価 格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	28,274	
	重油 (10 ³ k1)	909	
	原油 (10 ³ k1)	-	
	LNG (10 ³ t)	10,764	
平均消費価格	石炭 (円/t)	53,274	
	重油 (円/k1)	131,071	
	原油 (円/k1)	-	
	LNG (円/t)	150,981	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項	目	金 額	備 考
普通修繕費		239,133,130	
取替修繕費		-	
合 計		239,133,130	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項	目	金 額	備 考
水力発電設備		23,568,618	
火力発電設備		121,416,294	
原子力発電設備		117,628,179	
新エネルギー等発電設備		2,303,830	
送電設備		-	
変電設備		-	
配電設備		-	
業務設備		19,114,547	
合 計		284,031,468	

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第3項 第1号関係)	金額 (第4条第3項 第2号関係)	金額 (第4条第3項第3号 のうち事業者のレ ートベースの額)	備考
レートベース				
特定固定資産	8,532,604,645		3,358,021,492	
建設中の資産	469,370,175		331,543,011	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	129,276,407		129,276,407	
核燃料資産	451,232,851		451,232,851	
特定投資	150,564,420		126,634,809	
営業資本	607,570,126		505,276,033	
運転資本	430,530,659		407,156,615	
貯蔵品				
小計	1,038,100,785		912,432,648	
繰延償却資産	-		-	
(A)：レートベースの額の合計額	① 10,771,149,283	② 5,462,008,065	③ 5,309,141,218	
(B)：報酬率(%)	2.79	1.50	電気事業報酬額※	※(④-⑤)×(③/①-②)
(C)：(A)×(B)	④ 300,515,065	⑤ 81,930,120	218,584,945	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、託送料金算定規則第5条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料	1,855,945,529	他社販売電力量：60,152(10 ⁶ kWh)
託送収益	-	
電気事業雑収益	32,092,584	
預金利息	3,759	
賠償負担金相当収益	6,293,661	
廃炉円滑化負担金相当収益	11,435,823	
合計	1,905,771,356	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

様式第2（第3条，第4条，第5条関係）
第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	239,690	239,690	239,690	719,070	
給料手当	33,463,735	33,048,135	32,484,627	98,996,497	
給料手当振替額（貸方）	-160,626	-158,631	-155,926	-475,183	
退職給与金	2,871,366	6,916,204	5,379,946	15,167,516	
厚生費	6,512,141	6,427,795	6,317,219	19,257,155	
委託検針費	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	
雑給	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
燃料費	1,147,883,387	1,060,648,208	1,072,122,932	3,280,654,527	
使用済燃料再処理等抛出金発電費	1,418,301	10,497,339	7,446,744	19,362,384	
廃棄物処理費	14,423,408	15,706,510	14,678,336	44,808,254	
特定放射性廃棄物処分費	-	3,072,231	2,608,196	5,680,427	
消耗品費	2,495,614	2,617,001	2,312,553	7,425,168	
修繕費	76,765,894	82,452,368	79,914,868	239,133,130	
水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	
補償費	528,614	574,444	411,472	1,514,530	
賃借料	10,639,808	10,984,328	11,167,766	32,791,902	
委託費	33,831,323	28,933,296	28,506,524	91,271,143	
損害保険料	738,563	740,060	765,459	2,244,082	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	12,529	12,529	12,529	37,587	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	
普及開発関係費	604,446	534,766	534,765	1,673,977	
養成費	828,276	826,899	835,612	2,490,787	
研究費	2,995,188	3,079,725	2,891,809	8,966,722	
諸費	19,959,238	18,879,959	18,671,972	57,511,169	
	<->	<->	<->	<->	
	<489,151>	<489,151>	<489,151>	<1,467,453>	
貸倒損	858,417	686,684	688,351	2,233,452	
固定資産税	11,983,557	14,823,174	17,227,080	44,033,811	
雑税	2,110,736	2,815,124	2,424,208	7,350,068	
減価償却費	81,513,156	102,021,932	100,496,380	284,031,468	
固定資産除却費	12,317,744	10,471,382	9,064,229	31,853,355	
原子力発電施設解体費	7,422,046	7,422,046	7,422,046	22,266,138	
共有設備費等分担額	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
共有設備費等分担額（貸方）	-19,025	-14,768	-18,519	-52,312	
他社購入電源費	655,233,447 (106,593,025)	660,775,183 (101,008,960)	617,803,672 (100,545,795)	1,933,812,302 (308,147,780)	
非化石証書購入費	4,565,947	4,650,772	4,700,296	13,917,015	
建設分担関連費振替額（貸方）	-592,392	-187,158	-104,784	-884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-98,459	-98,459	-98,459	-295,377	
原子力廃止関連返勘定償却費	2,441,449	2,441,449	2,441,449	7,324,347	
電源開発促進税	-	-	-	-	
事業税	17,452,007	18,110,760	17,345,497	52,908,264	
開発費	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	
電力費振替勘定（貸方）	-156,937	-156,937	-156,937	-470,811	
株式交付費	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費	551,147	275,574	514,404	1,341,125	
社債発行費償却	-	-	-	-	
法人税等	5,784,597	5,784,597	5,784,597	17,353,791	
合計	2,172,523,452	2,130,937,856	2,087,713,412	6,391,174,720	

原価算定期間を，2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を，下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与, 給料手当, 給料手当振替額(貸方), 退職給与金, 厚生費, 委託検針費, 委託集金費及び雑給]

(単位: 千円)

項目		2021年度 (実績)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与		464,560	426,786	239,690	239,690	239,690	719,070	
給料手当	基準賃金	30,095,916	29,860,853	29,843,981	29,598,373	29,236,198	88,678,552	
	基準外賃金	4,539,937	4,473,169	4,450,817	4,386,265	4,300,803	13,137,885	
	諸給与金	12,278,120	12,154,407	2,819,653	2,815,932	2,800,615	8,436,200	
	控除口(貸方)	-2,489,891	-2,737,426	-3,650,716	-3,752,435	-3,852,989	-11,256,140	
	小計	44,424,082	43,751,003	33,463,735	33,048,135	32,484,627	98,996,497	
給料手当振替額(貸方)		-190,755	-210,005	-160,626	-158,631	-155,926	-475,183	
退職給与金	引当金増加額	-7,324,070	-6,998,574	-5,386,954	296,275	-960,485	-6,051,164	
	実払額	4,589,109	3,981,737	4,651,952	5,092,379	4,862,591	14,606,922	
	年金保険料	4,241,392	3,643,936	3,606,368	1,527,550	1,477,840	6,611,758	
	小計	1,506,432	627,099	2,871,366	6,916,204	5,379,946	15,167,516	
厚生費	法定厚生費	7,121,871	6,873,153	5,001,681	4,930,605	4,839,070	14,771,356	
	一般厚生費	1,651,858	1,513,634	1,510,460	1,497,190	1,478,149	4,485,799	
	小計	8,773,729	8,386,787	6,512,141	6,427,795	6,317,219	19,257,155	
委託検針費		-	-	-	-	-	-	
委託集金費		-	-	-	-	-	-	
雑給		2,078,856	2,104,631	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
合計		57,056,904	55,086,301	44,251,729	47,796,646	45,586,815	137,635,190	
平均経費人員(人)		5,295	5,247	5,236	5,190	5,124	5,183	
平均基準賃金(円/月)		473,653	474,253	474,981	475,247	475,478	475,264	

(2) 第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕

(単位：千円)

項目	2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考	
	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額		
	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円		
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	55,915	-	-	52,887	-	-	53,774	-	-	162,576	-	-	石炭費の消費量は、石炭換算値とする。 燃料油費の消費量は、重油換算値とする。 ガス費の消費量は、LNG換算値とする。 助燃費の消費量は、重油換算値とする。
	火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ k1)	11,485	-	-	10,787	-	-	10,817	-	-	33,089	-	-	
	石炭費 (10 ³ t, 円/t)	9,750	53,431	520,951,540	9,500	53,138	504,809,352	9,096	53,123	483,203,501	28,346	53,234	1,508,964,393	
	燃料油費 (10 ³ k1, 円/k1)	754	131,349	99,036,809	155	129,719	20,106,387	-	-	-	909	131,071	119,143,196	
	ガス費 (10 ³ t, 円/t)	3,456	150,593	520,447,700	3,500	150,214	525,748,991	3,828	151,548	580,127,371	10,784	150,809	1,626,324,062	
	歴青質混合物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	助燃費 (10 ³ k1, 円/k1)	8	125,650	1,005,196	7	136,146	953,019	7	123,292	863,047	22	128,239	2,821,262	
	蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運炭費 (円/t)	-	-	524,358	-	-	532,326	-	-	531,420	-	-	1,588,104	
小計 (重油換算)	11,485	99,431	1,141,965,603	10,787	97,539	1,052,150,075	10,817	98,431	1,064,725,339	33,089	98,487	3,258,841,017		
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	253	-	-	7,099	-	-	4,767	-	-	12,119	-	-	
	核燃料減損額	-	-	129,752	-	-	3,638,589	-	-	2,461,453	-	-	6,229,794	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	-	-	515,200	-	-	-	-	-	156,089	-	-	671,289	
	濃縮関連費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	253	-	644,952	7,099	-	3,638,589	4,767	-	2,617,542	-	-	6,901,083	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	669	-	-	655	-	-	618	-	-	1,942	-	-	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蒸気料	-	-	5,272,832	-	-	4,859,544	-	-	4,780,051	-	-	14,912,427	
	運搬費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計 (重油換算)	-	-	5,272,832	-	-	4,859,544	-	-	4,780,051	-	-	14,912,427	
合計	-	-	1,147,883,387	-	-	1,060,648,208	-	-	1,072,122,932	-	-	3,280,654,527		

(3) 第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等拠出金発電費〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	1,418,301	10,497,339	7,446,744	19,362,384	2020年4月の法的分離を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。

〔廃棄物処理費〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
	2020年度	2021年度							
火力廃棄物処理費	10,192,634	10,766,157	12,121,086	12,631,834	12,836,177	12,352,848	37,820,859	同上	
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費	1,826,262	1,784,638	2,564,664	1,787,829	2,841,830	2,304,124		6,933,783
	雑廃棄物処理費	416	2,117	1,190	3,745	28,503	21,364		53,612
新エネルギー等廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-		-
合計	12,019,312	12,552,913	14,686,940	14,423,408	15,706,510	14,678,336	44,808,254		

〔特定放射性廃棄物処分費〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金 (各年の発電対応分)	-	-	-	-	3,072,231	2,608,196	5,680,427	同上
合計	-	-	-	-	3,072,231	2,608,196	5,680,427	

〔消耗品費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	166,515	146,493	156,504	204,396	260,257	231,125	302,013	793,395	2020年4月の法的分離を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。
雑消耗品費	2,543,374	2,022,587	2,282,981	2,299,542	2,235,357	2,385,876	2,010,540	6,631,773	
合計	2,709,890	2,169,081	2,439,486	2,503,938	2,495,614	2,617,001	2,312,553	7,425,168	

〔補償費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	410,127	411,599	410,863	456,794	489,695	443,529	392,831	1,326,055	同上
臨時的補償費	146,960	233,384	190,172	44,061	36,548	128,544	16,270	181,362	
損害賠償費	695	2,934	1,815	1,950	2,371	2,371	2,371	7,113	
合計	557,783	647,918	602,851	502,805	528,614	574,444	411,472	1,514,530	

〔賃借料〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料	6,420,806	6,508,382	6,464,594	6,660,498	6,430,839	6,427,923	6,427,585	19,286,347	同上
道路占用料	13,628	14,369	13,999	14,512	14,834	14,834	14,834	44,502	
水面使用料	72,610	72,693	72,652	74,266	74,275	74,266	74,266	222,807	
線路使用料	3,658,075	3,666,718	3,662,397	3,578,731	3,482,911	3,837,979	4,048,302	11,369,192	
設備賃借料	27,780	27,838	27,809	27,856	27,856	27,856	27,856	83,568	
電柱敷地料	-	-	-	-	-	-	-	-	
線下補償料	-	-	-	-	-	-	-	-	
機械賃借料	1,550,801	1,723,802	1,637,302	2,060,083	124,299	117,239	91,675	333,213	
雑賃借料	783,995	558,065	671,030	485,400	484,794	484,231	483,248	1,452,273	
合計	12,527,697	12,571,869	12,549,783	12,901,346	10,639,808	10,984,328	11,167,766	32,791,902	

〔委託費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費	519,743	522,882	521,313	546,807	531,765	535,957	538,668	1,606,390	同上
雑委託費	39,035,204	36,489,627	37,762,416	37,589,041	33,299,558	28,397,339	27,967,856	89,664,753	
合計	39,554,947	37,012,510	38,283,729	38,135,848	33,831,323	28,933,296	28,506,524	91,271,143	

〔損害保険料〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
	2020年度	2021年度	平均							
水力関係	30,126	33,082	31,604	33,099	35,763	35,763	35,764	107,290	2020年4月の法的分離を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。	
火力関係	67,993	77,443	72,718	76,159	82,290	82,289	82,289	246,868		
原子力関係	法定保険料	597,521	598,131	597,826	600,146	599,443	600,940	626,339		1,826,722
	その他保険料	-	-	-	-	-	-	-		-
新エネルギー等関係	5,556	6,367	5,962	6,244	6,747	6,747	6,747	20,241		
その他	12,218	12,977	12,598	13,942	14,320	14,321	14,320	42,961		
合計	713,416	728,001	720,709	729,590	738,563	740,060	765,459	2,244,082		

〔原子力損害賠償資金補助法一般負担金〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	11,275	12,043	11,659	12,529	12,529	12,529	12,529	37,587	同上

〔原賠・廃炉等支援機構一般負担金〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	11,758,043	10,662,687	11,210,365	10,662,687	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	同上

〔普及開発関係費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費	3,818,058	5,302,921	4,560,490	4,754,806	50,758	-	-	50,758	同上
一般普及開発関係費	1,923,659	1,635,162	1,779,411	1,806,077	553,688	534,766	534,765	1,623,219	
合計	5,741,718	6,938,083	6,339,901	6,560,883	604,446	534,766	534,765	1,673,977	

〔養成費〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
研修施設運営費	152,380	158,329	149,625	145,639	145,696	145,614	436,949	同上
その他養成費	249,009	343,020	605,687	682,637	681,203	689,998	2,053,838	
合計	401,389	501,349	755,312	828,276	826,899	835,612	2,490,787	

〔研究費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費	387,062	292,124	339,593	239,955	270,431	287,469	242,466	800,366	同上
委託研究費	3,387,617	3,035,003	3,211,310	3,735,364	2,724,757	2,792,256	2,649,343	8,166,356	
合計	3,774,679	3,327,128	3,550,904	3,975,319	2,995,188	3,079,725	2,891,809	8,966,722	

〔諸費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
通信運搬費	4,875,296	4,282,125	4,578,711	4,174,254	4,196,575	3,455,600	3,457,647	11,109,822	2020年4月の法的分離を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。
旅費	1,148,726	1,130,721	1,139,724	1,239,531	1,362,184	1,375,444	1,349,309	4,086,937	
寄付金	1,034,067	29,323	531,695	42,090	-	-	-	-	
団体費	1,355,353	1,195,387	1,275,370	1,106,157	489,151	489,151	489,151	1,467,453	
その他諸費	10,188,036	12,909,083	11,548,560	14,664,548	13,911,328	13,559,764	13,375,865	40,846,957	
合計	18,601,479	19,546,640	19,074,060	21,226,580	19,959,238	18,879,959	18,671,972	57,511,169	

〔貸倒損〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
貸倒引当額	272,703	-50,257	111,223	70,407	171,958	-	895	172,853	同上
貸倒発生額	439,919	391,699	415,809	538,196	686,459	686,684	687,456	2,060,599	
合計	712,623	341,441	527,032	608,603	858,417	686,684	688,351	2,233,452	

〔固定資産除却費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	除却損	979,109	548,272	763,691	468,627	936,243	723,233	458,765	同上
	除却費用	889,900	1,442,834	1,166,367	1,082,236	2,558,452	1,946,596	1,352,423	
火力発電設備	除却損	1,092,418	697,545	894,982	2,897,044	1,086,919	452,549	355,896	1,895,364
	除却費用	6,671,117	3,331,977	5,001,547	3,548,878	3,050,777	5,729,539	3,437,856	
原子力発電設備	除却損	378,278	678,778	528,528	1,487,552	1,092,563	358,404	1,196,311	2,647,278
	除却費用	686,607	557,837	622,222	1,662,249	3,269,374	668,956	1,471,699	
新エネルギー等発電設備	除却損	19,098	6,252	12,675	95,399	77,339	64,198	117,052	258,589
	除却費用	22,477	72,102	47,290	138,855	78,582	359,463	395,544	
送電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	
変電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	
配電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	
業務設備	除却損	207,247	232,822	220,035	242,250	141,445	145,792	170,172	457,409
	除却費用	37,630	35,664	36,647	6,588	26,050	22,652	108,511	
合計	除却損	2,676,152	2,163,670	2,419,911	5,190,872	3,334,509	1,744,176	2,298,196	7,376,881
	除却費用	8,307,733	5,440,415	6,874,074	6,438,806	8,983,235	8,727,206	6,766,033	

〔原子力発電施設解体費〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
解体費	434,516	1,544,075	958,493	1,885,919	535,733	892,397	3,314,049	同上
資産除去債務計上	7,593,615	7,813,476	7,252,477	7,422,046	7,422,046	7,422,046	22,266,138	原子力発電施設解体引当金に関する省令に係るものに限る。
資産除去債務取崩し (貸方)	-434,516	-1,544,075	-958,493	-1,885,919	-535,733	-892,397	-3,314,049	
合計	7,593,615	7,813,476	7,252,477	7,422,046	7,422,046	7,422,046	22,266,138	

〔共有設備費等分担額， 共有設備費等分担額（貸方）〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
共有設備費 等分担額	水力発電設備	384,416	439,660	450,073	426,041	407,270	360,456	2020年4月の法的分離 を踏まえ，至近実績 については2020年度 以降を記載している。
	火力発電設備	1,360	3,699	2,764	2,616	2,501	2,214	
	原子力発電設備	-	-	-	-	-	-	
	新エネルギー等発 電設備	11,318	15,809	14,815	14,025	13,406	11,865	
	小計	397,096	459,168	467,652	442,682	423,177	374,535	
共有設備費 等分担額 (貸方)	原子力発電設備	-31,785	-20,738	-8,612	-19,025	-14,768	-18,519	-52,312
合計	365,311	438,430	459,040	423,657	408,409	356,016	1,188,082	

(記載注意)

(何)の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

〔開発費， 開発費償却〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	同上
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	

〔電力費振替勘定（貸方）〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
建設工事用	-151,557	-225,206	-41,074	-43,880	-43,880	-43,880	-131,640	同上
附帯事業用	-83,489	-88,881	-87,232	-113,057	-113,057	-113,057	-339,171	
合計	-235,047	-314,087	-128,306	-156,937	-156,937	-156,937	-470,811	

〔株式交付費， 社債発行費〕

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	同上
社債発行費	534,119	429,721	1,872,792	551,147	275,574	514,404	1,341,125	
合計	534,119	429,721	1,872,792	551,147	275,574	514,404	1,341,125	

(4) 第3条第2項第4号関係

〔修繕費〕

(単位：千円)

項目	至近実績						平均 修繕費 率 (%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備考
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均 修繕費 率 (%)						平均 修繕費 率 (%)		
水力発電 設備	平均帳簿原 価	578,228,715	589,655,093	599,204,600	574,232,827	580,698,710	1.76%	588,718,337	597,625,934	609,044,019	627,379,325	1,834,049,278	1.91%	2019年度以前の実績 は、一般送配電事業者 に係る額を除く。 2019年度～2022年度に は災害特別損失として 計上した修繕費を含 む。 平均帳簿原価は、資産 除去債務除き。
	普通修繕費	11,814,244	9,839,838	10,807,049	8,862,231	10,076,268		13,858,364	11,946,690	11,497,436	11,540,728	34,984,854		
火力発電 設備	平均帳簿原 価	1,795,118,781	1,770,593,354	1,773,199,363	1,818,219,650	1,831,775,180	2.06%	1,852,683,241	1,887,340,067	1,848,794,305	1,843,000,990	5,579,135,362	2.02%	
	普通修繕費	45,020,278	38,019,537	31,180,952	38,873,189	32,026,526		37,160,749	36,089,382	36,810,513	39,640,744	112,540,639		
原子力発 電設備	平均帳簿原 価	1,387,618,234	1,404,774,610	1,414,222,777	1,423,826,648	1,429,718,611	1.13%	1,422,429,056	1,568,172,548	1,966,267,539	1,977,672,583	5,512,112,670	1.55%	
	普通修繕費	16,767,147	14,919,631	18,829,828	15,376,185	13,913,693		17,294,883	26,757,399	31,716,513	26,770,502	85,244,414		
新エネル ギ一等発 電設備	平均帳簿原 価	65,513,419	65,804,994	65,984,396	66,078,090	65,862,657	1.88%	61,776,165	57,034,002	57,731,852	59,556,161	174,322,015	2.12%	
	普通修繕費	1,862,738	969,829	966,676	805,454	1,599,481		841,526	1,132,902	1,562,136	992,786	3,687,824		
送電設備	平均帳簿原 価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
変電設備	平均帳簿原 価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		-
配電設備	平均帳簿原 価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)
業務設備	平均帳簿原 価	117,126,225	109,904,002	94,777,164	74,353,103	78,728,672	2.20%	76,399,911	68,315,746	72,146,553	75,522,013	215,984,312	1.24%	
	普通修繕費	2,040,187	1,794,528	1,964,353	2,288,538	2,365,255		2,597,438	839,521	865,770	970,108	2,675,399		
合 計	平均帳簿原 価	3,943,605,376	3,940,732,055	3,947,388,302	3,956,710,320	3,986,783,831	1.68%	4,002,006,710	4,178,488,297	4,553,984,268	4,583,131,072	13,315,603,637	1.80%	
	普通修繕費	77,504,596	65,543,366	63,748,860	66,205,599	59,981,226		71,752,960	76,765,894	82,452,368	79,914,868	239,133,130		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

〔水利使用料〕

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	

(6) 第3条第2項第6号関係

〔減価償却費〕

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費	7,242,231	8,006,841	8,319,546	23,568,618
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
火力発電設備	普通償却費	43,757,478	39,112,488	38,546,328	121,416,294
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
原子力発電設備	普通償却費	23,281,281	47,326,772	47,020,126	117,628,179
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	普通償却費	613,011	781,355	909,464	2,303,830
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
送電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
変電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
配電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
業務設備	普通償却費	6,619,155	6,794,476	5,700,916	19,114,547
	特別償却費	-	-	-	-
合計	普通償却費	81,513,156	102,021,932	100,496,380	284,031,468
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-

(7) 第3条第2項第7号関係

〔固定資産税，雑税，電源開発促進税及び事業税〕

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	11,983,557	14,823,174	17,227,080	44,033,811	
雑税	2,110,736	2,815,124	2,424,208	7,350,068	
電源開発促進税	-	-	-	-	
事業税	17,452,007	18,110,760	17,345,497	52,908,264	
合計	31,546,300	35,749,058	36,996,785	104,292,143	

(8) 第3条第2項第8号関係

〔他社購入電源費，非化石証書購入費〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社購入電力料	他社購入電源費	655,233,447	660,775,183	617,803,672	1,933,812,302	
	料金計	(106,593,025)	(101,008,960)	(100,545,795)	(308,147,780)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量 (10 ⁶ kWh)	30,294	27,252	27,225	84,771	
	非化石証書購入費	4,565,947	4,650,772	4,700,296	13,917,015	
非化石証書購入費に係る電力量 (10 ⁶ kWh)	7,394	7,110	7,004	21,508		

(記載注意)

他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

〔建設分担関連費振替額(貸方)，附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)〕

(単位：千円)

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
	2020年度	2021年度	平均振替率 (%)							
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金	52,051,456	79,351,033	0.40%	144,766,903	148,098,181	46,789,491	26,196,099	221,083,771	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
	振替額	-208,206	-317,423		-580,200	-592,392	-187,158	-104,784	-884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	10,913,465	15,345,934	0.63%	30,468,767	17,569,836	17,569,836	17,569,836	52,709,508	
	振替額	-78,559	-83,779		-72,661	-98,459	-98,459	-98,459	-295,377	

(10) 第3条第2項第10号関係

〔株式交付費償却，社債発行費償却〕

(単位：千円)

項 目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

〔法人税等〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
法人税等	法人税	5,317,202	5,317,202	5,317,202	15,951,606	
	法人税割	467,395	467,395	467,395	1,402,185	
合 計		5,784,597	5,784,597	5,784,597	17,353,791	

第2表

事業報酬明細表
(第4条第2項第1号, 同条第3項第1号関係)

(単位: 千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	2,633,283,891	2,974,317,906	2,925,002,848	8,532,604,645		
	建設中の資産	241,434,733	105,362,779	122,572,663	469,370,175		
	使用済燃料再処理 関連加工仮勘定	37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407		
	核燃料資産	149,388,536	149,669,301	152,175,014	451,232,851		
	特定投資	50,188,140	50,188,140	50,188,140	150,564,420		
	運転資本	営業資本	214,057,524	193,066,912	200,445,690	607,570,126	
		貯蔵品	150,471,506	139,243,567	140,815,589	430,530,659	
		小計	364,529,029	332,310,478	341,261,278	1,038,100,785	
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	3,476,751,386	3,654,657,384	3,639,740,513	10,771,149,283		
	報酬率 (%)	2.79	2.79	2.79	2.79		
電気事業報酬額	97,001,364	101,964,941	101,548,760	300,515,065			

第4表

事業報酬明細表
(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位: 千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	908,422,840	1,249,456,855	1,200,141,797	3,358,021,492		
	建設中の資産	195,492,345	59,420,391	76,630,275	331,543,011		
	使用済燃料再処理 関連加工仮勘定	37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407		
	核燃料資産	149,388,536	149,669,301	152,175,014	451,232,851		
	特定投資	42,211,603	42,211,603	42,211,603	126,634,809		
	運転資本	営業資本	179,959,493	158,968,881	166,347,659	505,276,033	
		貯蔵品	142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615	
		小計	322,639,650	290,421,099	299,371,899	912,432,648	
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	1,656,082,031	1,833,988,029	1,819,071,158	5,309,141,218		

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項関係 (同条第3項第1号関係)

[特定固定資産]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	589,761,541	596,625,164	604,145,132	1,790,531,837	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については、別紙に記載している。
		工事費負担金等	26,630,171	26,693,065	26,766,740	80,089,976	
		減価償却累計額	400,276,147	403,493,350	408,379,351	1,212,148,848	
		差引帳簿価額	162,855,223	166,438,749	168,999,041	498,293,013	
	期中増減額	帳簿原価増加額	11,844,923	11,401,575	20,202,090	43,448,588	
		工事費負担金等増加額	112,077	112,077	112,077	336,231	
		減価償却累計額増加額	7,219,615	8,005,997	8,340,118	23,565,730	
		帳簿原価減少額	4,981,300	3,881,607	2,462,284	11,325,191	
		工事費負担金等減少額	49,183	38,402	24,360	111,945	
	期末残高	減価償却累計額減少額	4,002,413	3,119,996	1,979,159	9,101,568	
		帳簿原価	596,625,164	604,145,132	621,884,938	1,822,655,234	
		工事費負担金等	26,693,065	26,766,740	26,854,457	80,314,262	
		減価償却累計額	403,493,350	408,379,351	414,740,310	1,226,613,011	
	差引帳簿価額	166,438,749	168,999,041	180,290,171	515,727,961		
	平均帳簿価額	163,974,064	167,015,851	174,301,894	505,291,809		
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,876,694,465	1,894,440,166	1,836,804,465	5,607,939,096	
		工事費負担金等	9,353,954	9,442,710	9,530,959	28,327,623	
		減価償却累計額	1,462,596,794	1,502,776,336	1,469,858,457	4,435,231,587	
		差引帳簿価額	404,743,717	382,221,120	357,415,049	1,144,379,886	
	期中増減額	帳簿原価増加額	21,709,950	18,185,988	25,409,586	65,305,524	
		工事費負担金等増加額	91,106	91,106	91,106	273,318	
		減価償却累計額増加額	43,765,643	39,157,445	38,645,060	121,568,148	
		帳簿原価減少額	3,964,249	75,821,689	4,118,322	83,904,260	
		工事費負担金等減少額	2,350	2,857	3,452	8,659	
	期末残高	減価償却累計額減少額	3,586,102	72,075,324	3,758,974	79,420,400	
		帳簿原価	1,894,440,166	1,836,804,465	1,858,095,729	5,589,340,360	
		工事費負担金等	9,442,710	9,530,959	9,618,613	28,592,282	
		減価償却累計額	1,502,776,336	1,469,858,457	1,504,744,543	4,477,379,336	
	差引帳簿価額	382,221,120	357,415,049	343,732,573	1,083,368,742		
	平均帳簿価額	394,883,178	369,964,744	345,318,395	1,110,166,317		
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,427,894,807	1,817,511,282	1,971,410,040	5,216,816,129	
		工事費負担金等	966,503	966,432	966,396	2,899,331	
		減価償却累計額	1,255,788,454	1,273,738,896	1,317,803,841	3,847,331,191	
		差引帳簿価額	171,139,850	542,805,954	652,639,803	1,366,585,607	
	期中増減額	帳簿原価増加額	394,363,186	156,297,879	30,335,034	580,996,099	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	21,987,972	46,105,626	45,741,236	113,834,834	
		帳簿原価減少額	4,746,711	2,399,121	8,007,986	15,153,818	
		工事費負担金等減少額	71	36	120	227	
	期末残高	減価償却累計額減少額	4,037,530	2,040,681	6,811,555	12,889,766	
		帳簿原価	1,817,511,282	1,971,410,040	1,993,737,088	5,782,658,410	
		工事費負担金等	966,432	966,396	966,276	2,899,104	
		減価償却累計額	1,273,738,896	1,317,803,841	1,356,733,522	3,948,276,259	
	差引帳簿価額	542,805,954	652,639,803	636,037,290	1,831,483,047		
	平均帳簿価額	304,142,432	667,961,411	636,777,063	1,608,880,906		

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	57,502,733	56,565,274	58,898,432	172,966,439	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については、別紙に記載している。
		工事費負担金等	4,709,594	4,498,660	4,464,614	13,672,868	
		減価償却累計額	43,357,495	42,504,263	43,050,839	128,912,597	
		差引帳簿価額	9,435,644	9,562,351	11,382,979	30,380,974	
	期中増減額	帳簿原価増加額	816,968	2,617,354	1,397,693	4,832,015	
		工事費負担金等増加額	147	147	147	441	
		減価償却累計額増加額	612,774	784,051	916,712	2,313,537	
		帳簿原価減少額	1,754,427	284,196	82,233	2,120,856	
		工事費負担金等減少額	211,081	34,193	9,894	255,168	
	期末残高	帳簿原価	56,565,274	58,898,432	60,213,892	175,677,598	
		工事費負担金等	4,498,660	4,464,614	4,454,867	13,418,141	
		減価償却累計額	42,504,263	43,050,839	43,898,837	129,453,939	
		差引帳簿価額	9,562,351	11,382,979	11,860,188	32,805,518	
平均帳簿価額		9,502,527	10,448,082	11,528,965	31,479,574		
業務設備	期首残高	帳簿原価	64,982,364	70,210,284	74,082,825	209,275,473	
		工事費負担金等	51,246	34,372	16,979	102,597	
		減価償却累計額	29,661,175	35,155,861	40,786,131	105,603,167	
		差引帳簿価額	35,269,943	35,020,051	33,279,715	103,569,709	
	期中増減額	帳簿原価増加額	5,700,714	4,359,865	3,087,195	13,147,774	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	5,809,162	5,954,409	4,923,611	16,687,182	
		帳簿原価減少額	472,794	487,324	568,817	1,528,935	
		工事費負担金等減少額	16,874	17,393	20,302	54,569	
	期末残高	帳簿原価	70,210,284	74,082,825	76,601,203	220,894,312	
		工事費負担金等	34,372	16,979	-3,323	48,028	
		減価償却累計額	35,155,861	40,786,131	45,331,399	121,273,391	
		差引帳簿価額	35,020,051	33,279,715	31,273,127	99,572,893	
平均帳簿価額		35,920,639	34,066,767	32,215,480	102,202,886		
レートベース		908,422,840	1,249,456,855	1,200,141,797	3,358,021,492		

[建設中の資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	4,690,661	5,971,044	7,312,237	17,973,942	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については、別紙に記載している。
	期中増加額	16,318,908	18,670,314	25,005,108	59,994,330	
	期中減少額	15,038,525	17,329,121	25,758,269	58,125,915	
	期末帳簿価額	5,971,044	7,312,237	6,559,076	19,842,357	
	平均帳簿価額	5,764,066	7,228,524	8,550,709	21,543,299	
火力発電設備	期首帳簿価額	2,408,786	2,138,637	2,257,137	6,804,560	
	期中増加額	22,325,763	19,309,103	27,200,833	68,835,699	
	期中減少額	22,595,912	19,190,603	27,320,833	69,107,348	
	期末帳簿価額	2,138,637	2,257,137	2,137,137	6,532,911	
	平均帳簿価額	5,116,270	4,265,380	7,895,229	17,276,879	
原子力発電設備	期首帳簿価額	421,470,488	205,294,807	112,976,823	739,742,118	
	期中増加額	187,533,187	64,484,446	54,395,314	306,412,947	
	期中減少額	403,708,868	156,802,430	32,753,982	593,265,280	
	期末帳簿価額	205,294,807	112,976,823	134,618,155	452,889,785	
	平均帳簿価額	377,970,427	104,291,815	132,146,050	614,408,292	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期中減少額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	68,692	-	68,692	
業務設備	期首帳簿価額	1,107,963	2,975,512	3,211,232	7,294,707	
	期中増加額	8,108,096	4,916,965	6,875,833	19,900,894	
	期中減少額	6,240,547	4,681,245	3,542,353	14,464,145	
	期末帳簿価額	2,975,512	3,211,232	6,544,712	12,731,456	
	平均帳簿価額	2,133,926	2,986,370	4,668,561	9,788,857	
レートベース	195,492,345	59,420,391	76,630,275	331,543,011		

〔使用済燃料再処理関連加工仮勘定〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工 仮勘定	期首帳簿価額	35,543,622	40,310,492	45,307,068	121,161,182	
	期中増加額	4,766,870	4,996,576	6,467,004	16,230,450	
	期末帳簿価額	40,310,492	45,307,068	51,774,072	137,391,632	
	平均帳簿価額	37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	
レートベース		37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	

〔核燃料資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	146,647,413	147,719,657	147,420,757	441,787,827	
	期中増加額	4,732,094	3,340,406	10,871,967	18,944,467	
	期中減少額	3,659,850	3,639,306	5,367,524	12,666,680	
	期末帳簿価額	147,719,657	147,420,757	152,925,200	448,065,614	
	平均帳簿価額	147,183,535	147,570,207	150,172,979	444,926,721	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	2,213,850	2,196,152	2,002,035	6,412,037	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	17,698	194,117	-	211,815	
	期末帳簿価額	2,196,152	2,002,035	2,002,035	6,200,222	
	平均帳簿価額	2,205,001	2,099,094	2,002,035	6,306,130	
レートベース		149,388,536	149,669,301	152,175,014	451,232,851	

〔特定投資〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	467,706	467,706	467,706	1,403,118	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については、別紙に記載している。
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	467,706	467,706	467,706	1,403,118	
	平均帳簿価額	467,706	467,706	467,706	1,403,118	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	平均帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
日本原燃	期首帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	平均帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	平均帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
燃料調達関係プロジェクト ・ ハザンプロジェクト ・ フランス ウラン濃縮プロジェクト	期首帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	燃料調達関係プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を繰り表示している。
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
	平均帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
レートベース	42,211,603	42,211,603	42,211,603	126,634,809		

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業 費 項 目	役員給与	239,690	239,690	239,690	719,070	特別関係事業者 (一般送配電事業 者)のレートベー スの額について は、別紙に記載し ている。
	給料手当	33,463,735	33,048,135	32,484,627	98,996,497	
	給料手当振替額(貸方)	-160,626	-158,631	-155,926	-475,183	
	退職給与金	2,871,366	6,619,929	5,379,946	14,871,241	
	厚生費	6,512,141	6,427,795	6,317,219	19,257,155	
	雑給	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
	燃料費	1,147,238,435	1,057,009,619	1,069,505,390	3,273,753,444	
	使用済燃料再処理等抛出金発電費	1,418,301	10,497,339	7,446,744	19,362,384	
	廃棄物処理費	14,423,408	15,706,510	14,678,336	44,808,254	
	特定放射性廃棄物処分費	-	3,072,231	2,608,196	5,680,427	
	消耗品費	2,495,614	2,617,001	2,312,553	7,425,168	
	修繕費	76,765,894	82,452,368	79,914,868	239,133,130	
	水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	
	補償費	528,614	574,444	411,472	1,514,530	
	賃借料	10,639,808	10,984,328	11,167,766	32,791,902	
	委託費	33,831,323	28,933,296	28,506,524	91,271,143	
	損害保険料	738,563	740,060	765,459	2,244,082	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	12,529	12,529	12,529	37,587	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	
	普及開発関係費	604,446	534,766	534,765	1,673,977	
	養成費	828,276	826,899	835,612	2,490,787	
	研究費	2,995,188	3,079,725	2,891,809	8,966,722	
	諸費	19,959,238	18,879,959	18,671,972	57,511,169	
	貸倒損	686,459	686,684	687,456	2,060,599	
	減価償却費	2,194,327	2,253,686	2,371,862	6,819,875	
	固定資産除却費	8,983,235	8,727,206	6,766,033	24,476,474	
	共有設備費等分担額	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
	共有設備費等分担額(貸方)	-19,025	-14,768	-18,519	-52,312	
	他社購入電源費	655,233,447	660,775,183	617,803,672	1,933,812,302	
	非化石証書購入費	4,565,947	4,650,772	4,700,296	13,917,015	
建設分担関連費振替額(貸方)	-592,392	-187,158	-104,784	-884,334		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-98,459	-98,459	-98,459	-295,377		
開発費	-	-	-	-		
電力費振替勘定(貸方)	-156,937	-156,937	-156,937	-470,811		
株式交付費	-	-	-	-		
社債発行費	551,147	275,574	514,404	1,341,125		
小 計	2,041,858,812	1,974,093,420	1,932,027,384	5,947,979,616		
控 除 収 益 項 目	他社販売電源料	582,923,620	687,008,001	586,013,908	1,855,945,529	
	電気事業雑収益	13,348,170	9,423,293	9,321,121	32,092,584	
	預金利息	1,253	1,252	1,254	3,759	
	賠償負担金相当収益	2,097,887	2,097,887	2,097,887	6,293,661	
	廃炉円滑化負担金相当収益	3,811,941	3,811,941	3,811,941	11,435,823	
小 計	602,182,871	702,342,374	601,246,111	1,905,771,356		
合 計	1,439,675,941	1,271,751,046	1,330,781,273	4,042,208,260		
レートベース	179,959,493	158,968,881	166,347,659	505,276,033		

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕

（単位：千円）

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	520,951,540	504,809,352	483,203,501	1,508,964,393	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については、別紙に記載している。
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	65,118,943	63,101,169	60,400,438	188,620,550	
	燃料油脂費	消費金額	99,036,809	20,106,387	-	119,143,196	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	12,379,601	2,513,298	-	14,892,899	
	ガス費	消費金額	520,447,700	525,748,991	580,127,371	1,626,324,062	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	65,055,963	65,718,624	72,515,921	203,290,508	
	助燃費	消費金額	1,005,196	953,019	863,047	2,821,262	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	125,650	119,127	107,881	352,658	
小 計		142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615		
新エネルギー等貯蔵品	-	消費金額	-	-	-	-	
		平均月数	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	
	小 計		-	-	-	-	
合 計		142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615		
レートベース		142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615		

（記載注意）

（何）の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
社債発行費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
開発費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース	-	-	-	-		

(別紙)

特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産		1,724,861,051	1,724,861,051	1,724,861,051	5,174,583,153	各年度値については、直近の託送供給等約款の認可にあたり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令により算定された額の平均値を記載している。
建設中の資産		45,942,388	45,942,388	45,942,388	137,827,164	
特定投資		7,976,537	7,976,537	7,976,537	23,929,611	
運転資本	営業資本	34,098,031	34,098,031	34,098,031	102,294,093	
	貯蔵品	7,791,349	7,791,349	7,791,349	23,374,044	
	小計	41,889,379	41,889,379	41,889,379	125,668,137	
繰延償却資産		-	-	-	-	
レートベース計		1,820,669,355	1,820,669,355	1,820,669,355	5,462,008,065	

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項関係 (同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るもの)

[特定固定資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	589,761,541	596,625,164	604,145,132	1,790,531,837
		工事費負担金等	26,630,171	26,693,065	26,766,740	80,089,976
		減価償却累計額	400,276,147	403,493,350	408,379,351	1,212,148,848
		差引帳簿価額	162,855,223	166,438,749	168,999,041	498,293,013
	期中増減額	帳簿原価増加額	11,844,923	11,401,575	20,202,090	43,448,588
		工事費負担金等増加額	112,077	112,077	112,077	336,231
		減価償却累計額増加額	7,219,615	8,005,997	8,340,118	23,565,730
		帳簿原価減少額	4,981,300	3,881,607	2,462,284	11,325,191
		工事費負担金等減少額	49,183	38,402	24,360	111,945
	期末残高	減価償却累計額減少額	4,002,413	3,119,996	1,979,159	9,101,568
		帳簿原価	596,625,164	604,145,132	621,884,938	1,822,655,234
		工事費負担金等	26,693,065	26,766,740	26,854,457	80,314,262
		減価償却累計額	403,493,350	408,379,351	414,740,310	1,226,613,011
	差引帳簿価額	166,438,749	168,999,041	180,290,171	515,727,961	
	平均帳簿価額	163,974,064	167,015,851	174,301,894	505,291,809	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,876,694,465	1,894,440,166	1,836,804,465	5,607,939,096
		工事費負担金等	9,353,954	9,442,710	9,530,959	28,327,623
		減価償却累計額	1,462,596,794	1,502,776,336	1,469,858,457	4,435,231,587
		差引帳簿価額	404,743,717	382,221,120	357,415,049	1,144,379,886
	期中増減額	帳簿原価増加額	21,709,950	18,185,988	25,409,586	65,305,524
		工事費負担金等増加額	91,106	91,106	91,106	273,318
		減価償却累計額増加額	43,765,643	39,157,445	38,645,060	121,568,148
		帳簿原価減少額	3,964,249	75,821,689	4,118,322	83,904,260
		工事費負担金等減少額	2,350	2,857	3,452	8,659
	期末残高	減価償却累計額減少額	3,586,102	72,075,324	3,758,974	79,420,400
		帳簿原価	1,894,440,166	1,836,804,465	1,858,095,729	5,589,340,360
		工事費負担金等	9,442,710	9,530,959	9,618,613	28,592,282
		減価償却累計額	1,502,776,336	1,469,858,457	1,504,744,543	4,477,379,336
	差引帳簿価額	382,221,120	357,415,049	343,732,573	1,083,368,742	
	平均帳簿価額	394,883,178	369,964,744	345,318,395	1,110,166,317	
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,427,894,807	1,817,511,282	1,971,410,040	5,216,816,129
		工事費負担金等	966,503	966,432	966,396	2,899,331
		減価償却累計額	1,255,788,454	1,273,738,896	1,317,803,841	3,847,331,191
		差引帳簿価額	171,139,850	542,805,954	652,639,803	1,366,585,607
	期中増減額	帳簿原価増加額	394,363,186	156,297,879	30,335,034	580,996,099
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-
		減価償却累計額増加額	21,987,972	46,105,626	45,741,236	113,834,834
		帳簿原価減少額	4,746,711	2,399,121	8,007,986	15,153,818
		工事費負担金等減少額	71	36	120	227
	期末残高	減価償却累計額減少額	4,037,530	2,040,681	6,811,555	12,889,766
		帳簿原価	1,817,511,282	1,971,410,040	1,993,737,088	5,782,658,410
		工事費負担金等	966,432	966,396	966,276	2,899,104
		減価償却累計額	1,273,738,896	1,317,803,841	1,356,733,522	3,948,276,259
	差引帳簿価額	542,805,954	652,639,803	636,037,290	1,831,483,047	
	平均帳簿価額	304,142,432	667,961,411	636,777,063	1,608,880,906	

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	57,502,733	56,565,274	58,898,432	172,966,439	
		工事費負担金等	4,709,594	4,498,660	4,464,614	13,672,868	
		減価償却累計額	43,357,495	42,504,263	43,050,839	128,912,597	
		差引帳簿価額	9,435,644	9,562,351	11,382,979	30,380,974	
	期中増減額	帳簿原価増加額	816,968	2,617,354	1,397,693	4,832,015	
		工事費負担金等増加額	147	147	147	441	
		減価償却累計額増加額	612,774	784,051	916,712	2,313,537	
		帳簿原価減少額	1,754,427	284,196	82,233	2,120,856	
		工事費負担金等減少額	211,081	34,193	9,894	255,168	
	期末残高	帳簿原価	56,565,274	58,898,432	60,213,892	175,677,598	
		工事費負担金等	4,498,660	4,464,614	4,454,867	13,418,141	
		減価償却累計額	42,504,263	43,050,839	43,898,837	129,453,939	
		差引帳簿価額	9,562,351	11,382,979	11,860,188	32,805,518	
平均帳簿価額		9,502,527	10,448,082	11,528,965	31,479,574		
業務設備	期首残高	帳簿原価	64,982,364	70,210,284	74,082,825	209,275,473	
		工事費負担金等	51,246	34,372	16,979	102,597	
		減価償却累計額	29,661,175	35,155,861	40,786,131	105,603,167	
		差引帳簿価額	35,269,943	35,020,051	33,279,715	103,569,709	
	期中増減額	帳簿原価増加額	5,700,714	4,359,865	3,087,195	13,147,774	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	5,809,162	5,954,409	4,923,611	16,687,182	
		帳簿原価減少額	472,794	487,324	568,817	1,528,935	
		工事費負担金等減少額	16,874	17,393	20,302	54,569	
	期末残高	帳簿原価	70,210,284	74,082,825	76,601,203	220,894,312	
		工事費負担金等	34,372	16,979	-3,323	48,028	
		減価償却累計額	35,155,861	40,786,131	45,331,399	121,273,391	
		差引帳簿価額	35,020,051	33,279,715	31,273,127	99,572,893	
平均帳簿価額		35,920,639	34,066,767	32,215,480	102,202,886		
レポートベース		908,422,840	1,249,456,855	1,200,141,797	3,358,021,492		

〔建設中の資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	4,690,661	5,971,044	7,312,237	17,973,942	
	期中増加額	16,318,908	18,670,314	25,005,108	59,994,330	
	期中減少額	15,038,525	17,329,121	25,758,269	58,125,915	
	期末帳簿価額	5,971,044	7,312,237	6,559,076	19,842,357	
	平均帳簿価額	5,764,066	7,228,524	8,550,709	21,543,299	
火力発電設備	期首帳簿価額	2,408,786	2,138,637	2,257,137	6,804,560	
	期中増加額	22,325,763	19,309,103	27,200,833	68,835,699	
	期中減少額	22,595,912	19,190,603	27,320,833	69,107,348	
	期末帳簿価額	2,138,637	2,257,137	2,137,137	6,532,911	
	平均帳簿価額	5,116,270	4,265,380	7,895,229	17,276,879	
原子力発電設備	期首帳簿価額	421,470,488	205,294,807	112,976,823	739,742,118	
	期中増加額	187,533,187	64,484,446	54,395,314	306,412,947	
	期中減少額	403,708,868	156,802,430	32,753,982	593,265,280	
	期末帳簿価額	205,294,807	112,976,823	134,618,155	452,889,785	
	平均帳簿価額	377,970,427	104,291,815	132,146,050	614,408,292	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期中減少額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	68,692	-	68,692	
業務設備	期首帳簿価額	1,107,963	2,975,512	3,211,232	7,294,707	
	期中増加額	8,108,096	4,916,965	6,875,833	19,900,894	
	期中減少額	6,240,547	4,681,245	3,542,353	14,464,145	
	期末帳簿価額	2,975,512	3,211,232	6,544,712	12,731,456	
	平均帳簿価額	2,133,926	2,986,370	4,668,561	9,788,857	
レートベース	195,492,345	59,420,391	76,630,275	331,543,011		

〔使用済燃料再処理関連加工仮勘定〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工 仮勘定	期首帳簿価額	35,543,622	40,310,492	45,307,068	121,161,182	
	期中増加額	4,766,870	4,996,576	6,467,004	16,230,450	
	期末帳簿価額	40,310,492	45,307,068	51,774,072	137,391,632	
	平均帳簿価額	37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	
レートベース		37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	

〔核燃料資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	146,647,413	147,719,657	147,420,757	441,787,827	
	期中増加額	4,732,094	3,340,406	10,871,967	18,944,467	
	期中減少額	3,659,850	3,639,306	5,367,524	12,666,680	
	期末帳簿価額	147,719,657	147,420,757	152,925,200	448,065,614	
	平均帳簿価額	147,183,535	147,570,207	150,172,979	444,926,721	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	2,213,850	2,196,152	2,002,035	6,412,037	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	17,698	194,117	-	211,815	
	期末帳簿価額	2,196,152	2,002,035	2,002,035	6,200,222	
	平均帳簿価額	2,205,001	2,099,094	2,002,035	6,306,130	
レートベース		149,388,536	149,669,301	152,175,014	451,232,851	

〔特定投資〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	467,706	467,706	467,706	1,403,118	燃料調達関係プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を繰めて表示している。
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	467,706	467,706	467,706	1,403,118	
	平均帳簿価額	467,706	467,706	467,706	1,403,118	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	平均帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
日本原燃	期首帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	平均帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	平均帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
燃料調達関係プロジェクト ・ ハザンプロジェクト ・ フランス ウラン濃縮プロジェクト	期首帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
	平均帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
レートベース	42,211,603	42,211,603	42,211,603	126,634,809		

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業 費 項 目	役員給与	239,690	239,690	239,690	719,070	
	給料手当	33,463,735	33,048,135	32,484,627	98,996,497	
	給料手当振替額（貸方）	-160,626	-158,631	-155,926	-475,183	
	退職給与金	2,871,366	6,619,929	5,379,946	14,871,241	
	厚生費	6,512,141	6,427,795	6,317,219	19,257,155	
	雑給	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
	燃料費	1,147,238,435	1,057,009,619	1,069,505,390	3,273,753,444	
	使用済燃料再処理等抛出金発電費	1,418,301	10,497,339	7,446,744	19,362,384	
	廃棄物処理費	14,423,408	15,706,510	14,678,336	44,808,254	
	特定放射性廃棄物処分費	-	3,072,231	2,608,196	5,680,427	
	消耗品費	2,495,614	2,617,001	2,312,553	7,425,168	
	修繕費	76,765,894	82,452,368	79,914,868	239,133,130	
	水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	
	補償費	528,614	574,444	411,472	1,514,530	
	賃借料	10,639,808	10,984,328	11,167,766	32,791,902	
	委託費	33,831,323	28,933,296	28,506,524	91,271,143	
	損害保険料	738,563	740,060	765,459	2,244,082	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	12,529	12,529	12,529	37,587	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	
	普及開発関係費	604,446	534,766	534,765	1,673,977	
	養成費	828,276	826,899	835,612	2,490,787	
	研究費	2,995,188	3,079,725	2,891,809	8,966,722	
	諸費	19,959,238	18,879,959	18,671,972	57,511,169	
	貸倒損	686,459	686,684	687,456	2,060,599	
	減価償却費	2,194,327	2,253,686	2,371,862	6,819,875	
	固定資産除却費	8,983,235	8,727,206	6,766,033	24,476,474	
	共有設備費等分担額	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
	共有設備費等分担額（貸方）	-19,025	-14,768	-18,519	-52,312	
	他社購入電源費	655,233,447	660,775,183	617,803,672	1,933,812,302	
	非化石証書購入費	4,565,947	4,650,772	4,700,296	13,917,015	
	建設分担関連費振替額（貸方）	-592,392	-187,158	-104,784	-884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-98,459	-98,459	-98,459	-295,377		
開発費	-	-	-	-		
電力費振替勘定（貸方）	-156,937	-156,937	-156,937	-470,811		
株式交付費	-	-	-	-		
社債発行費	551,147	275,574	514,404	1,341,125		
小 計	2,041,858,812	1,974,093,420	1,932,027,384	5,947,979,616		
控 除 収 益 項 目	他社販売電源料	582,923,620	687,008,001	586,013,908	1,855,945,529	
	電気事業雑収益	13,348,170	9,423,293	9,321,121	32,092,584	
	預金利息	1,253	1,252	1,254	3,759	
	賠償負担金相当収益	2,097,887	2,097,887	2,097,887	6,293,661	
	廃炉円滑化負担金相当収益	3,811,941	3,811,941	3,811,941	11,435,823	
小 計	602,182,871	702,342,374	601,246,111	1,905,771,356		
合 計	1,439,675,941	1,271,751,046	1,330,781,273	4,042,208,260		
レートベース	179,959,493	158,968,881	166,347,659	505,276,033		

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕

（単位：千円）

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	520,951,540	504,809,352	483,203,501	1,508,964,393
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	65,118,943	63,101,169	60,400,438	188,620,550
	燃料油脂費	消費金額	99,036,809	20,106,387	-	119,143,196
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	12,379,601	2,513,298	-	14,892,899
	ガス費	消費金額	520,447,700	525,748,991	580,127,371	1,626,324,062
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	65,055,963	65,718,624	72,515,921	203,290,508
	助燃費	消費金額	1,005,196	953,019	863,047	2,821,262
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	125,650	119,127	107,881	352,658
小計		142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615	
新エネルギー等貯蔵品	-	消費金額	-	-	-	-
		平均月数	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	小計		-	-	-	-
合計		142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615	
レートベース		142,680,157	131,452,218	133,024,240	407,156,615	

（記載注意）

（何）の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
社債発行費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
開発費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース	-	-	-	-		

(2) 第4条第5項関係
〔報酬率〕

(単位：%)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率	9.06	9.67	10.71	10.43	9.21	7.60	10.99	7.84
	国債，地方債等公社債の利回りの実績率	0.37	0.04	0.14	0.14	-0.00	0.09	0.13	
他人資本報酬率	全てのみなし小売事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	-	-	-	-	-	-	0.63	0.63
事業報酬率	-	-	-	-	-	-	-	-	2.79

(記載注意)

- ・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	582,923,620	687,008,001	586,013,908	1,855,945,529	
託送収益	-	-	-	-	
電気事業雑収益	13,348,170	9,423,293	9,321,121	32,092,584	
預金利息	1,253	1,252	1,254	3,759	
賠償負担金相当収益	2,097,887	2,097,887	2,097,887	6,293,661	
廃炉円滑化負担金相当収益	3,811,941	3,811,941	3,811,941	11,435,823	
合計	602,182,871	702,342,374	601,246,111	1,905,771,356	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電力料	他社販売電源料	582,923,620	687,008,001	586,013,908	1,855,945,529	
	料金計					
	電力量 (10 ⁶ kWh)	19,869	20,817	19,466	60,152	

[託送収益]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	-	-	-	-	

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金	439,207	359,459	399,333	485,094	485,363	485,363	485,363	1,456,089	2020年4月の法的分離を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。
違約金	341	279	310	377	377	377	377	1,131	
諸貸付料	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託運転益	-	-	-	-	-	-	-	-	
器具販売益	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託工事益	-	64,939	32,470	-	-	-	-	-	
広告料	-	-	-	-	-	-	-	-	
供給雑収	196,217	409,385	302,801	461,069	373,044	373,044	373,044	1,119,132	
雑口	15,606,761	21,770,287	18,688,524	20,410,110	12,489,386	8,564,509	8,462,337	29,516,232	
合計	16,242,527	22,604,352	19,423,440	21,356,650	13,348,170	9,423,293	9,321,121	32,092,584	

[預金利息]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	適用金利(%)	2023年度	適用金利(%)	2024年度	適用金利(%)	2025年度	適用金利(%)	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均残高率 (%)										
普通預金利息	1,354	1,090	6.877%	1,031	0.001	1,253	0.001	1,252	0.001	1,254	0.001	3,759	同上
定期預金利息	169	-	1.355%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
譲渡性預金利息	711	-	0.135%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	2,235	1,090	-	1,031	-	1,253	-	1,252	-	1,254	-	3,759	
電灯・電力料収入	1,230,260,063	1,176,330,219	-	1,546,539,000	-	1,974,141,314	-	1,973,230,948	-	1,975,457,093	-	5,922,829,355	

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

[賠償負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益	994,504	1,992,028	1,493,266	1,961,317	2,097,887	2,097,887	2,097,887	6,293,661	同上

[廃炉円滑化負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	471,899	2,344,449	1,408,174	3,599,992	3,811,941	3,811,941	3,811,941	11,435,823	同上

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	116,417	-	116,417	166,134	-	166,134	196,932	-	196,932
給料手当	16,026,766	12,005,934	4,020,832	22,872,016	17,134,072	5,737,944	27,111,303	20,309,664	6,801,639
給料手当振替額(貸方)	-149,872	-138,212	-11,660	-58,265	-41,626	-16,639	-226,510	-206,786	-19,724
退職給与金	2,455,621	-	2,455,621	3,504,303	-	3,504,303	4,153,928	-	4,153,928
厚生費	3,117,572	2,335,425	782,147	4,449,146	3,332,981	1,116,165	5,273,771	3,950,692	1,323,079
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	475,391	57,609	417,782	991,889	395,691	596,198	1,328,881	622,161	706,720
燃料費	-	-	-	3,258,841,017	3,258,841,017	-	6,901,083	6,901,083	-
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	19,362,384	19,362,384	-
廃棄物処理費	-	-	-	37,820,859	37,820,859	-	6,987,395	6,987,395	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	5,680,427	5,680,427	-
消耗品費	660,834	263,335	397,499	3,308,514	2,741,261	567,253	1,649,678	977,268	672,410
修繕費	35,207,581	34,984,854	222,727	113,013,248	112,540,639	472,609	85,443,437	85,244,414	199,023
水利使用料	8,022,984	8,022,984	-	-	-	-	-	-	-
補償費	348,095	348,072	23	1,136,823	1,136,748	75	26,599	26,597	2
賃借料	3,066,717	554,948	2,511,769	4,708,524	1,673,660	3,034,864	5,111,300	2,866,738	2,244,562
委託費	3,627,642	2,528,954	1,098,688	23,996,191	21,664,861	2,331,330	37,682,445	36,700,686	981,759
損害保険料	109,384	107,290	2,094	251,687	246,868	4,819	1,862,375	1,826,722	35,653
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	37,587	37,587	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	31,988,061	31,988,061	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	328,082	-	328,082	550,919	-	550,919	1,160,771	-	1,160,771
研究費	385,822	-	385,822	3,645,326	-	3,645,326	4,241,160	-	4,241,160
諸費	5,046,678	2,553,869	2,492,809	6,419,370	2,861,997	3,557,373	13,901,328	9,684,493	4,216,835
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	6,826,602	6,826,602	-	17,096,045	16,817,679	278,366	19,688,826	19,688,826	-
雑税	450,189	415,055	35,134	1,505,281	1,387,804	117,477	5,334,439	4,918,122	416,317
減価償却費	23,568,618	23,568,618	-	138,768,862	121,416,294	17,352,568	117,628,179	117,628,179	-
固定資産除却費	7,975,712	7,975,712	-	14,671,502	14,113,536	557,966	8,057,307	8,057,307	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	22,266,138	22,266,138	-
共有設備費等分担額	1,193,767	1,193,767	-	7,331	7,331	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-52,312	-52,312	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-867	-	-867	-2,522	-	-2,522	-858,425	-	-858,425
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-9,148	-	-9,148	-239,595	-	-239,595	-33,478	-	-33,478
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	185,343	-	185,343	572,379	-	572,379	565,512	-	565,512
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	537,447	-	537,447	14,076,527	-	14,076,527	1,966,879	-	1,966,879
電気事業報酬	22,977,195	-	22,977,195	61,026,647	-	61,026,647	87,192,570	-	87,192,570
合計	142,550,572	103,604,816	38,945,756	3,733,100,158	3,614,091,672	119,008,486	521,629,970	405,465,846	116,164,124

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	新エネルギー等発電費			送電費			変電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	25,455	-	25,455	-	-	-	-	-	-
給料手当	3,503,555	2,624,386	879,169	-	-	-	-	-	-
給料手当振替額（貸方）	-2,753	-204	-2,549	-	-	-	-	-	-
退職給与金	536,930	-	536,930	-	-	-	-	-	-
厚生費	681,509	510,490	171,019	-	-	-	-	-	-
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	91,350	-	91,350	-	-	-	-	-	-
燃料費	14,912,427	14,912,427	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	179,582	92,667	86,915	-	-	-	-	-	-
修繕費	3,785,155	3,687,824	97,331	-	-	-	-	-	-
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃借料	1,150,522	52,888	1,097,634	-	-	-	-	-	-
委託費	842,371	362,248	480,123	-	-	-	-	-	-
損害保険料	20,636	20,241	395	-	-	-	-	-	-
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	68,840	-	68,840	-	-	-	-	-	-
研究費	470,577	-	470,577	-	-	-	-	-	-
諸費	875,615	330,554	545,061	-	-	-	-	-	-
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	394,073	394,073	-	-	-	-	-	-	-
雑税	45,741	42,173	3,568	-	-	-	-	-	-
減価償却費	2,303,830	2,303,830	-	-	-	-	-	-	-
固定資産除却費	1,092,178	1,092,178	-	-	-	-	-	-	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	39,296	39,296	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-2,230	-	-2,230	-	-	-	-	-	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	17,891	-	17,891	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	131,021	-	131,021	-	-	-	-	-	-
電気事業報酬	3,584,910	-	3,584,910	-	-	-	-	-	-
合計	34,748,481	26,465,071	8,283,410	-	-	-	-	-	-

（記載注意）

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	-	-	-	214,132	-	214,132	719,070
給料手当	-	-	-	29,482,857	22,087,157	7,395,700	98,996,497
給料手当振替額(貸方)	-	-	-	-37,783	-16,337	-21,446	-475,183
退職給与金	-	-	-	4,516,734	-	4,516,734	15,167,516
厚生費	-	-	-	5,735,157	4,296,520	1,438,637	19,257,155
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	1,082,624	314,178	768,446	3,970,135
燃料費	-	-	-	-	-	-	3,280,654,527
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	19,362,384
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	44,808,254
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	5,680,427
消耗品費	-	-	-	1,626,560	895,422	731,138	7,425,168
修繕費	-	-	-	1,683,709	-	1,683,709	239,133,130
水利使用料	-	-	-	-	-	-	8,022,984
補償費	-	-	-	3,013	3,013	-	1,514,530
賃借料	-	-	-	18,754,839	-	18,754,839	32,791,902
委託費	-	-	-	25,122,494	16,816,939	8,305,555	91,271,143
損害保険料	-	-	-	-	-	-	2,244,082
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	37,587
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	31,988,061
普及開発関係費	-	-	-	1,673,977	50,758	1,623,219	1,673,977
養成費	-	-	-	382,175	-	382,175	2,490,787
研究費	-	-	-	223,837	-	223,837	8,966,722
諸費	-	-	-	31,268,178	26,447,625	4,820,553	57,511,169
貸倒損	-	-	-	2,233,452	2,233,452	-	2,233,452
固定資産税	-	-	-	28,265	-	28,265	44,033,811
雑税	-	-	-	14,418	13,294	1,124	7,350,068
減価償却費	-	-	-	1,761,979	-	1,761,979	284,031,468
固定資産除却費	-	-	-	56,656	-	56,656	31,853,355
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	22,266,138
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	1,240,394
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-52,312
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-22,520	-	-22,520	-884,334
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-10,926	-	-10,926	-295,377
開発費	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	1,341,125
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	-	-	-	641,917	-	641,917	17,353,791
電気事業報酬	-	-	-	43,803,623	-	43,803,623	218,584,945
合計	-	-	-	170,239,367	73,142,021	97,097,346	4,602,268,548

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

販売費整理表

（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	69,043	9,287	135,802	214,132
給料手当	9,506,158	1,278,672	18,698,027	29,482,857
給料手当振替額（貸方）	-12,182	-1,639	-23,962	-37,783
退職給与金	1,456,331	195,891	2,864,512	4,516,734
厚生費	1,849,187	248,734	3,637,236	5,735,157
委託集金費	-	-	-	-
雑給	349,070	46,953	686,601	1,082,624
燃料費	-	-	-	-
使用済燃料再処理等抛出金発電費	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-
消耗品費	524,452	70,544	1,031,564	1,626,560
修繕費	628,731	40,948	1,014,030	1,683,709
水利使用料	-	-	-	-
補償費	971	131	1,911	3,013
賃借料	7,067,238	461,847	11,225,754	18,754,839
委託費	17,434,417	315,020	7,373,057	25,122,494
損害保険料	-	-	-	-
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	1,673,977	1,673,977
養成費	123,225	16,575	242,375	382,175
研究費	72,172	9,708	141,957	223,837
諸費	10,341,846	1,307,192	19,619,140	31,268,178
貸倒損	2,233,452	-	-	2,233,452
固定資産税	2,816	-	25,449	28,265
雑税	4,649	625	9,144	14,418
減価償却費	175,528	-	1,586,451	1,761,979
固定資産除却費	5,644	-	51,012	56,656
原子力発電施設解体費	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-
建設分担関連費振替額（貸方）	-7,261	-977	-14,282	-22,520
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-3,523	-474	-6,929	-10,926
開発費	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-
法人税等	206,973	27,840	407,104	641,917
電気事業報酬	16,357,149	1,065,304	26,381,170	43,803,623
合計	68,386,086	5,092,181	96,761,100	170,239,367

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	116,417	116,417	-	166,134	162,667	3,467	25,455	25,455	-
給料手当	16,026,766	16,026,766	-	22,872,016	22,394,677	477,339	3,503,555	3,503,555	-
給料手当振替額（貸方）	-149,872	-149,872	-	-58,265	-57,049	-1,216	-2,753	-2,753	-
退職給与金	2,455,621	2,455,621	-	3,504,303	3,431,168	73,135	536,930	536,930	-
厚生費	3,117,572	3,117,572	-	4,449,146	4,356,292	92,854	681,509	681,509	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	475,391	475,391	-	991,889	971,188	20,701	91,350	91,350	-
燃料費	-	-	-	3,258,841,017	-	3,258,841,017	14,912,427	-	14,912,427
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	37,820,859	-	37,820,859	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	660,834	330,417	330,417	3,308,514	1,619,733	1,688,781	179,582	89,791	89,791
修繕費	35,207,581	35,207,581	-	113,013,248	110,654,662	2,358,586	3,785,155	3,785,155	-
水利使用料	8,022,984	8,022,984	-	-	-	-	-	-	-
補償費	348,095	348,095	-	1,136,823	1,113,098	23,725	-	-	-
貸借料	3,066,717	3,066,717	-	4,708,524	4,610,257	98,267	1,150,522	1,150,522	-
委託費	3,627,642	3,627,642	-	23,996,191	23,495,390	500,801	842,371	842,371	-
損害保険料	109,384	109,384	-	251,687	246,434	5,253	20,636	20,636	-
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	328,082	328,082	-	550,919	539,421	11,498	68,840	68,840	-
研究費	385,822	385,822	-	3,645,326	3,569,248	76,078	470,577	470,577	-
諸費	5,046,678	5,046,678	-	6,419,370	6,285,398	133,972	875,615	875,615	-
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	6,826,602	6,826,602	-	17,096,045	16,739,251	356,794	394,073	394,073	-
雑税	450,189	450,189	-	1,505,281	1,473,866	31,415	45,741	45,741	-
減価償却費	23,568,618	23,568,618	-	138,768,862	135,872,756	2,896,106	2,303,830	2,303,830	-
固定資産除却費	7,975,712	7,975,712	-	14,671,502	14,365,308	306,194	1,092,178	1,092,178	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	1,193,767	1,193,767	-	7,331	7,178	153	39,296	39,296	-
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電源費	54,208,788	32,538,346	21,670,442	1,491,900,318	206,602,088	1,285,298,230	308,147,780	144,606	308,003,174
非化石証書購入費	10,437,092	-	10,437,092	21,142	-	21,142	3,458,781	-	3,458,781
建設分担関連費振替額（貸方）	-867	-867	-	-2,522	-2,469	-53	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-9,148	-9,148	-	-239,595	-234,595	-5,000	-2,230	-2,230	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	185,343	185,343	-	572,379	560,433	11,946	17,891	17,891	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	537,447	537,447	-	14,076,527	13,782,750	293,777	131,021	131,021	-
電気事業報酬	22,977,195	22,977,195	-	61,026,647	59,753,021	1,273,626	3,584,910	3,584,910	-
他社販売電源料	-19,863,189	-19,416,189	-447,000	-1,734,226,453	-257,287,696	-1,476,938,757	-3,111,388	-744,258	-2,367,130
合計	187,333,263	155,342,312	31,990,951	3,490,795,165	375,024,475	3,115,770,690	343,243,654	19,146,611	324,097,043

（記載注意）

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	総原子力発電費			給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	196,932	196,932	-	9,287	9,287	-	514,225	510,758	3,467
給料手当	27,111,303	27,111,303	-	1,278,672	1,278,672	-	70,792,312	70,314,973	477,339
給料手当振替額 (貸方)	-226,510	-226,510	-	-1,639	-1,639	-	-439,039	-437,823	-1,216
退職給与金	4,153,928	4,153,928	-	195,891	195,891	-	10,846,673	10,773,538	73,135
厚生費	5,273,771	5,273,771	-	248,734	248,734	-	13,770,732	13,677,878	92,854
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	1,328,881	1,328,881	-	46,953	46,953	-	2,934,464	2,913,763	20,701
燃料費	6,901,083	-	6,901,083	-	-	-	3,280,654,527	-	3,280,654,527
使用済燃料再処理等拠出金発電費	19,362,384	-	19,362,384	-	-	-	19,362,384	-	19,362,384
廃棄物処理費	6,987,395	-	6,987,395	-	-	-	44,808,254	-	44,808,254
特定放射性廃棄物処分費	5,680,427	-	5,680,427	-	-	-	5,680,427	-	5,680,427
消耗品費	1,649,678	824,839	824,839	70,544	35,272	35,272	5,869,152	2,900,052	2,969,100
修繕費	85,443,437	85,443,437	-	40,948	40,948	-	237,490,369	235,131,783	2,358,586
水利使用料	-	-	-	-	-	-	8,022,984	8,022,984	-
補償費	26,599	26,599	-	131	131	-	1,511,648	1,487,923	23,725
貸借料	5,111,300	5,111,300	-	461,847	461,847	-	14,498,910	14,400,643	98,267
委託費	37,682,445	37,682,445	-	315,020	315,020	-	66,463,669	65,962,868	500,801
損害保険料	1,862,375	1,862,375	-	-	-	-	2,244,082	2,238,829	5,253
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	37,587	37,587	-	-	-	-	37,587	37,587	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	31,988,061	31,988,061	-	-	-	-	31,988,061	31,988,061	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	1,160,771	1,160,771	-	16,575	16,575	-	2,125,187	2,113,689	11,498
研究費	4,241,160	4,241,160	-	9,708	9,708	-	8,752,593	8,676,515	76,078
諸費	13,901,328	13,901,328	-	1,307,192	1,307,192	-	27,550,183	27,416,211	133,972
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	19,688,826	19,688,826	-	-	-	-	44,005,546	43,648,752	356,794
雑税	5,334,439	5,334,439	-	625	625	-	7,336,275	7,304,860	31,415
減価償却費	117,628,179	117,628,179	-	-	-	-	282,269,489	279,373,383	2,896,106
固定資産除却費	8,057,307	8,057,307	-	-	-	-	31,796,699	31,490,505	306,194
原子力発電施設解体費	22,266,138	22,266,138	-	-	-	-	22,266,138	22,266,138	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	1,240,394	1,240,241	153
共有設備費等分担額 (貸方)	-52,312	-52,312	-	-	-	-	-52,312	-52,312	-
他社購入電源費	79,555,416	79,555,416	-	-	-	-	1,933,812,302	318,840,456	1,614,971,846
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	13,917,015	-	13,917,015
建設分担関連費振替額 (貸方)	-858,425	-858,425	-	-977	-977	-	-862,791	-862,738	-53
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	-33,478	-33,478	-	-474	-474	-	-284,925	-279,925	-5,000
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	565,512	565,512	-	-	-	-	1,341,125	1,329,179	11,946
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	1,966,879	1,966,879	-	27,840	27,840	-	16,739,714	16,445,937	293,777
電気事業報酬	87,192,570	87,192,570	-	1,065,304	1,065,304	-	175,846,626	174,573,000	1,273,626
他社販売電源料	-98,744,499	-98,744,499	-	-	-	-	-1,855,945,529	-376,192,642	-1,479,752,887
合計	502,440,887	462,684,759	39,756,128	5,092,181	5,056,909	35,272	4,528,905,150	1,017,255,066	3,511,650,084

(記載注意)

その他は、様式第 1 の注 1 から 3 までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数
		夏期	冬期		
非 特 定 需 要	10,326	9,895	10,326	62,920	22,010,160
特 定 需 要	1,875	1,659	1,608	9,651	53,775,120
合 計	12,201	11,554	11,934	72,571	75,785,280

様式第7 (第16条関係)

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(単位:千円)

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計					
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計	
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計						
初年度	特 定 需 要																	
二年度	特 定 需 要																	
三年度	特 定 需 要																	
原価算定期間計		147,379,914	2,241,654	149,621,568	467,020,993	11,900,899	478,921,892	48,524,715	1,237,000	49,761,715	310,897,163		662,925,622	15,379,553	310,897,163		989,202,338	

(記載注意)

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
 施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合は、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第18条第7項、第32条第7項関係)

第1表

特定需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
初年度	特定需要									
二年度	特定需要									
三年度	特定需要									
原価算定期間計		149,621,568	478,921,892	49,761,715	310,897,163		989,202,338	26,574	37.22	989,171,049

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円/kWh)の記載を省略することができる。

